

目 次

目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。

出席議員（15名）	1
会議録署名議員の指名	5
一般質問	5
4番 鈴木 晴子 議員	5
1 「いのち支え合う利府町」への取り組みについて	
2 犬との共生を通じた公園づくりについて	
8番 土村 秀俊 議員	32
1 中東情勢による物価高騰・資材不足等への対策について	
2 不登校への支援について	
報告第3号 専決処分の報告について	50
報告第4号 継続費繰越計算書について	51
報告第5号 繰越明許費繰越計算書について	51
報告第6号 事故繰越し繰越計算書について	52
報告第7号 水道事業会計予算繰越計算書について	53
報告第8号 下水道事業会計予算繰越計算書について	53
承認第2号 専決処分の承認を求めることについて	54
議案第30号 利府町町税条例の一部を改正する条例	55
議案第31号 利府町特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	56
議案第32号 利府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び利府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	56
議案第33号 令和8年度利府町一般会計補正予算	58

令和8年6月定例会会議録（6月12日金曜日分）

議案第34号	令和8年度利府町国民健康保険特別会計補正予算	75
議案第35号	令和8年度利府町介護保険特別会計補正予算	76
議案第36号	令和8年度利府町水道事業会計補正予算	76
議案第37号	令和8年度利府町下水道事業会計補正予算	77
議案第38号	利府町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について	77
議案第39号	監査委員の選任について	79
議案第40号	利府町農業委員会委員の任命について	81
議案第41号	利府町農業委員会委員の任命について	81
議案第42号	利府町農業委員会委員の任命について	81
議案第43号	利府町農業委員会委員の任命について	81
議案第44号	利府町農業委員会委員の任命について	82
議案第45号	利府町農業委員会委員の任命について	82
議案第46号	利府町農業委員会委員の任命について	82
議案第47号	利府町農業委員会委員の任命について	82
議案第48号	利府町農業委員会委員の任命について	82
請願第1号	子ども・子育て支援金制度の創設に伴う支援納付金に係る保険料負担が実質負担増とならないよう国に財政支援措置等を求める請願	83
請願第2号	消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める請願	86
請願第3号	国民健康保険財政への定率国庫負担の増額を求める請願	88
議員の派遣について		89
委員会の閉会中の継続調査の件		90

※本会議録で使用している漢字は、汎用性を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

出席議員（15名）

1 番	郷右近 佑 悟 君	2 番	皆 川 祐 治 君
3 番	伊 藤 司 君	4 番	鈴 木 晴 子 君
5 番	須 田 聡 宏 君	6 番	高 木 綾 子 君
7 番	金 萬 文 雄 君	8 番	土 村 秀 俊 君
9 番	鈴 木 忠 美 君	10 番	羽 川 喜 富 君
11 番	浅 川 紀 明 君	12 番	今 野 隆 之 君
13 番	小 渕 洋一郎 君	14 番	高 久 時 男 君
16 番	永 野 渉 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	熊 谷 大 君
副 町 長	鎌 田 功 紀 君
総 務 部 長	村 田 晃 君
総務部総務課長兼選挙管理委員会事務局長	大 枝 大 将 君
総務部デジタル推進室長	後 藤 俊 寿 君
企 画 部 長	郷右近 啓 一 君
企画部秘書政策課長	千 葉 友 弥 君
企画部財務課長	小野寺 厚 人 君
企画部スポーツ振興課長	門 田 唯 志 君
町 民 生 活 部 長	千 田 耕 也 君
町民生活部町民課長	吉 田 雄 一 君
町民生活部税務課長	佐 藤 瑞 穂 君
町民生活部生活環境課長	鈴 木 健 二 君
保 健 福 祉 部 長	堀 越 伸 二 君
保健福祉部地域福祉課長	高 橋 活 博 君

令和8年6月定例会会議録（6月12日金曜日分）

保健福祉部子ども支援課長	加 藤 典 子 君
保健福祉部健康推進課長	小 原 晶 子 君
経 済 産 業 部 長	藤 岡 章 夫 君
経済産業部農林水産課長 兼農業委員会事務局長	佐 藤 真 文 君
経済産業部商工観光課長	石 垣 伴 彦 君
都 市 開 発 部 長	福 島 俊 君
都市開発部都市整備課長	加 藤 智 大 君
都市開発部施設管理課長	大和田 浩 史 君
上 下 水 道 部 長	川 口 優 君
上下水道部上下水道課長	戸 枝 潤 也 君
会 計 管 理 者	谷 津 匡 昭 君
教 育 長	竹 内 新 君
教 育 部 長	阿 部 昭 博 君
教育部教育総務課長	赤 間 崇 光 君
教育部生涯学習課長兼郷土資料館長	古 澤 晃 一 君
代 表 監 査 委 員	宮 城 正 義 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	和 田 あずみ 君
主 査	井 上 暁 裕 君
主 査	鈴 木 則 昭 君
主 事	斉 藤 杏 太 君

議 事 日 程 （第3日）

令和8年6月12日（金曜日） 午前10時 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

第 3 報告第 3号 専決処分の報告について

第 4 報告第 4号 継続費繰越計算書について

- 第 5 報告第 5 号 繰越明許費繰越計算書について
- 第 6 報告第 6 号 事故繰越し繰越計算書について
- 第 7 報告第 7 号 水道事業会計予算繰越計算書について
- 第 8 報告第 8 号 下水道事業会計予算繰越計算書について
- 第 9 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第10 議案第30号 利府町町税条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第31号 利府町特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第32号 利府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及
び利府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第33号 令和8年度利府町一般会計補正予算
- 第14 議案第34号 令和8年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
- 第15 議案第35号 令和8年度利府町介護保険特別会計補正予算
- 第16 議案第36号 令和8年度利府町水道事業会計補正予算
- 第17 議案第37号 令和8年度利府町下水道事業会計補正予算
- 第18 議案第38号 利府町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
- 第19 議案第39号 監査委員の選任について
- 第20 議案第40号 利府町農業委員会委員の任命について
- 第21 議案第41号 利府町農業委員会委員の任命について
- 第22 議案第42号 利府町農業委員会委員の任命について
- 第23 議案第43号 利府町農業委員会委員の任命について
- 第24 議案第44号 利府町農業委員会委員の任命について
- 第25 議案第45号 利府町農業委員会委員の任命について
- 第26 議案第46号 利府町農業委員会委員の任命について
- 第27 議案第47号 利府町農業委員会委員の任命について
- 第28 議案第48号 利府町農業委員会委員の任命について
- 第29 請願第 1 号 子ども・子育て支援金制度の創設に伴う支援納付金に係る保険料負担
が実質負担増とならないよう国に財政支援措置等を求める請願
- 第30 請願第 2 号 消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求

める請願

第31 請願第 3号 国民健康保険財政への定率国庫負担の増額を求める請願

第32 議員の派遣について

第33 委員会の閉会中の継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（永野 渉君） おはようございます。

ただいまから令和8年6月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（永野 渉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、6番 高木綾子君、7番 金萬文雄君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしております議事日程の順に進めてまいります。

暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

日程第2 一般質問

○議長（永野 渉君） 日程第2、一般質問を続行します。

通告順に発言を許します。

なお、発言の際にはマイクに声がしっかりと届くようにマイクの角度に留意し、語尾まではっきりと発言してください。

それでは、4番 鈴木晴子君の一般質問の発言を許します。鈴木晴子君。

〔4番 鈴木晴子君 登壇〕

○4番（鈴木晴子君） 4番、会派希望、鈴木晴子でございます。

本定例会には、2点にわたり通告いたしております。通告順に質問してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1、「いのち支え合う利府町」への取組について。

町は、自殺対策計画の期間が今年度で終了することから、新たな計画策定に着手し、地域や関係機関との連携強化を図りながら「誰も自殺に追い込まれることのない“いのち支え合う”利府町」の実現を目指すとしております。国においても子供・若者の自殺が深刻な社会問題となっている現状を踏まえ、自殺対策基本法を改正し、子供の自殺対策を社会全体で取り組むことや、学校の責務、自治体による関係機関との協議体設置等を明記いたしました。

自殺の背景には、孤独、孤立、生活困窮、心身の不調など、様々な要因が複雑に関係してい

るとされております。国では、自殺対策を生きることの包括的な支援と位置づけ、自治体に対し、地域の実情に応じた取組を求めています。

以下、町の自殺対策について伺います。

（１）次期自殺対策計画について。

①現自殺対策計画における評価指標や取組状況をどのように検証し、その課題を次期計画へどのように反映するのでしょうか。

②国の自殺対策大綱及び改正自殺対策基本法を、次期計画へどのように反映いたしますでしょうか。

③最新の自殺実態プロファイルをどのように計画に反映するのでしょうか。

（２）こども・若者の自殺対策について。

①令和7年9月の「こどもの自殺対策推進パッケージ」に示された具体策と、令和8年4月の「こども・若者自殺防止総力戦略」に示された法定協議会、情報共有、自治体連携の方向性について、町は、次期自殺対策計画にどのように反映するのでしょうか。

②町及び教育委員会として、子供の自殺防止に向けた今後の取組について伺います。

（３）孤独死対策について。

高齢者の単身世帯増加や地域のつながりの希薄化を踏まえ、孤独死の予防に向けた見守り体制、関係機関との連携、早期把握の取組など、町の孤独死対策について伺います。

２、犬との共生を通じた公園づくりについて。

動物との共生意識が高まる中、犬を家族の一員として暮らす世帯も増えており、犬の散歩を通じた高齢者の健康づくりや外出機会の創出、地域交流や見守り活動など、犬と共に暮らすことによる地域への効果も注目されております。

一方で、公園利用におけるマナーや利用者間のすみ分けも課題となっているところでございます。本町においても、人と犬が共生できる公園づくりについて、先進事例も踏まえ、その可能性を検討すべきと考え、以下の内容をお伺います。

（１）公園におけるドッグランの必要性和効果の研究について。

犬を飼う町民のニーズだけでなく、公園内での犬をめぐるトラブル防止、飼い主のマナー向上、地域コミュニティ形成などの観点から調査・検討を進めてはいかがでしょうか。

（２）ドッグラン設置に向けた条件整理と候補地調査について。

一般利用者とのすみ分け、近隣住民や公園利用者の理解など、町として必要な検討条件を整理してはどうでしょうか。

（３）ドッグランの住民参加型の管理運営と試行実施の可能性について。

愛犬団体などが清掃、マナー啓発、利用状況の報告などに関わる仕組みや試行的実施の可能性について検討してはいかがでしょうか。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

１、「いのちを支え合う利府町」への取組については町長、１、「いのちを支え合う利府町」への取組についてのうち、（２）こども・若者の自殺対策についての②における教育委員会の取組については教育長、２、犬との共生を通じた公園づくりについては町長。

初めに町長。町長。

○町長（熊谷 大君） ４番 鈴木晴子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第１点目の「いのち支え合う利府町」への取組についてお答え申し上げます。

まず（１）の①現自殺対策計画における評価指標や取組状況の検証と、その課題の次期計画への反映についてでございますが、本年度は現計画の最終年度に当たることから、計画における評価指標について目標値との比較検証を行うとともに、関係課の取組状況についても評価を実施しているところです。

こうした検討の中で、本町では働き盛り世代の男性の自殺者が多い状況が続いていることが判明したことから、今後、関係機関や地域と連携し、相談窓口の周知やメンタルヘルスに関する啓発などを強化してまいります。

次期計画におきましては、これらの検証結果を総合的に分析した上で、重点的に取り上げるべき課題と施策を整理しながら、具体的な数値目標を設定し、実効性の高い計画を策定してまいります。

次に、（１）の②国の自殺総合対策大綱及び改正自殺対策基本法の計画への反映についてでございますが、現計画の基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのない“いのち支え合う”利府町をめざして」を継承するとともに、国の自殺総合対策大綱の重点施策として示された、子供・若者の自殺対策のさらなる強化及び女性に対する支援の強化を盛り込んでまいります。

次に、（１）の③最新の自殺実態プロファイルの計画への反映についてでございますが、自殺実態プロファイルは、本町の課題を客観的に把握する上で極めて重要なデータであると認識していることから、次期計画においても本プロファイルを活用し、本町の課題に沿った重点施策や支援対象を明確化してまいります。

次に、（２）の①「こどもの自殺対策推進パッケージ」に示された具体策と、「こども・若者自殺防止総合戦略」に示された法定協議会、情報共有、自治体連携の方向性の計画への反映についてでございますが、これらの具体策などについては、学校や教育委員会などの関係機関と連携しながら、次期計画への反映に向けて今後検討してまいります。

次に、（２）の②こどもの自殺防止に向けた今後の取組についてでございますが、子供や若者が悩みを抱えたときに気軽に相談できるよう、国のＳＮＳ相談や24時間無料匿名チャット相談などの周知に努めるとともに、ゲートキーパー養成講座を継続的に実施し、引き続き、つなげる輪を地域全体へ広げてまいります。

次に、（３）の孤独死対策についてでございますが、さきに今野隆之議員の御質問にお答えしたとおり、関係団体と連携し、見守り体制の強化など多角的な取組を行いながら、引き続き誰一人孤立させることのない地域社会の実現に向けて孤独死対策を進めてまいります。

次に、第２点目の犬との共生を通じた公園づくりについてでございますが、（１）から（３）までは、関連がありますので一括してお答え申し上げます。

町内には、町管理の公園が大小合わせて79か所存在し、少子化による利用率の低下や附帯施設の老朽化などの課題もあることから、今後の公園の利活用や維持管理について検討しているところでございます。

この利活用方法の１つとして、ドッグランの導入についても調査してきたところでございますが、ドッグランにつきましましては、飼い犬が安全に遊べるだけでなく、多世代間でのコミュニティー形成の場所としての利用や、シティーセールス効果なども期待できる取組であると認識しております。

その一方で、鳴き声による騒音や犬同士のけんかによる事故、また排せつ物の処理などの衛生問題、それらを前提とした立地や専用区画、犬の大きさに応じた必要面積の確保など課題も少なくありません。

このようなことから、住宅密集地に設置している比較的面積の小さい公園へドッグランを設置することは困難と考えており、その他の公園においても、導入に当たって慎重な検討が必要になるものと考えております。

このため、県や他市町村の先進事例を参考にしながら、町で運営管理する手法だけにとらわれず、民間団体等の支援、協力体制も視野に入れ、試行的実施の可能性についても調査・研究してまいりたいと考えております。

○議長（永野 渉君） 次に、教育長。教育長。

○教育長（竹内 新君） 皆様、おはようございます。

4 番 鈴木晴子議員の御質問にお答えいたします。

第1点目の「いのち支え合う利府町」への取組についてお答え申し上げます。

（2）の②教育委員会として、子供の自殺防止に向けた今後の取組についてでございますが、まず、これまでの教育委員会の取組といたしましては、子供たちが抱える心理的不安や家庭環境の課題などに関し、早期に気づき、適切な支援につなげるため、多様な専門職による連携体制を構築しております。

具体的には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談専門員をはじめとした専門職が、学校と日常的に情報を共有し、子供や保護者からの相談に対応できる体制を整えております。

また、教職員が子供たちのSOSサインを早期に発見し、適切な支援につなげることができるよう、ゲートキーパー養成研修を実施しております。

学校においては、生命の尊重や心の健康に関する授業などを通じ、不安や悩みがあるときに、子供自身が周囲にSOSのサインを出すことができるよう指導をしております。

今後の取組につきましては、これまでの連携体制に加え、スクールカウンセラーのケアハウスへの相談の機会を増やすとともに、子供や保護者が学校外でも相談することができるよう、ウェブフォーム相談の実施も新たに検討してまいります。

さらに、児童相談所や医療機関などの支援機関と密に連携し、学校だけでなく、地域や関係機関が一体となって、地域全体で切れ目なく子供たちを支えていける環境づくりを進めてまいります。

○議長（永野 渉君） ただいまの答弁に対し再質問の発言を許します。鈴木晴子君。

○4 番（鈴木晴子君） それでは、1点目から再質問させていただきます。

WHOは提言しております。自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題、自殺は、社会の努力で避けることができるし、これは世界の共通認識というふうにしていかなければいけない。日本は、G7諸国で子供・若者・女性の割合が最も高く、自殺総数におきましてもワースト1位というふうになってしまっている状況があります。そのような中で、国として進めているところがあります。

（1）の次期自殺対策計画①の現計画の評価指標取組状況について再質問させていただきます。

現計画におきましては、職員の方が作成をしたというふうに認識しております。今回は委託

というふうになっておりますが、進め方についてお伺いいたします。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（堀越伸二君） お答えいたします。

次期計画の策定に係る進め方につきましては、まず、各年次ごとの自殺対策につきまして、町の内部の協議機関になります自殺対策委員会のほう、あと本部会議のほうで、今までの経緯とか取組状況を勘案して、今後どの方々に支援を向けていったらいいのかということ、まずそこで確認をさせていただきまして、その対応策などを各課、担当課もありますけれども、各種団体等々、協議しながら進めていくこととなっていきます。

その上で、次期計画につきましては、議員おっしゃるとおり、前回の計画につきましては、職員のほうが作成、計画づくりさせていただきましたけれども、今回は、委託契約により実施をしていきたいと思っております。

内容的には、自殺対策は精神保健や福祉、教育、労働など多岐にわたる複合的な課題がございますので、実効性のある計画を策定し、統計資料等に基づいた形で委託契約をしていきたいと、実施をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 鈴木晴子君。

○4番（鈴木晴子君） 現計画も本当に見させていただきましたが、職員の方、本当に頑張っておつくれたなというふうに思っていて、内容もすばらしい内容だったなというふうに思っておりますが、それを委託にしてしまうということは、その考え方がしっかりと職員のレベルというふうな部分で保たれるのかという心配があります。その辺をどのように担保していくものなのか、お伺いいたします。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（堀越伸二君） お答えいたします。

確かに、職員のレベルと業者のレベルと言われますと、ちょっとどういった判断をさせていただいたらいいか、ちょっと難しいところはございますが、今まで取り組んできた内容等を仕様書にしっかりと盛り込みさせていただきまして、それに対応する計画を委託業者のほうに策定していただくということで、その都度、その都度、何かあれば協議をさせていただいて、進捗状況等を確認しながら計画を策定していきたいと思っております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 鈴木晴子君。

○4番（鈴木晴子君） 仕様書を作成する段階で、職員の皆様もしっかりまとめるので、担保ができるのかなというふうに思うところではありますが、その辺、お願いしたいと思います。

この計画、国がつくっている計画策定の手引書には、策定見直しの流れとして、広く住民の参加を得るというふうにしております。それから、民間団体の参加も記載されております。その辺、どのように進めるのかという部分をお伺いいたします。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（堀越伸二君） お答えいたします。

次期計画の策定に当たっては、利府町の自殺対策ネットワーク会議のほうがございます、そちらのほうに諮っていきたいということで考えております。そちらネットワークの会議につきましては、医師、産業振興協議会、あと行政区長、民生委員、あと学校関係とか、あと役場の関係する部署の課長が委員となりまして進めていくわけでございますので、そういったところで、民間の方々の産業振興協議会ですか、そちらの方の御意見等もお伺いしながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 鈴木晴子君。

○4番（鈴木晴子君） 評価指標の部分でありますけれども、現計画でも、就労している方、ここに答弁にもありましたが、働き盛り世代の男性の自殺者が多いということで、現計画でもその部分にはしっかり触れて、小規模事業者への啓発やゲートキーパーの研修、ゲートキーパーの研修は年1回行うというふうになっているところであります。こちら、どのようになっているのか、取組状況をお伺いいたします。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（堀越伸二君） お答えいたします。

小規模事業者への管理者向けのゲートキーパー研修につきましては、産業振興協議会の総会や自殺対策ネットワーク会議を通じて出前講座の案内等を行っておりますが、令和元年度以降希望がなく、実施ができていない状況となっております。

今年度も、引き続き依頼等はさせていただきますが、その対策といたしましては、例えばオンライン会議とか、そういったものも含めまして、できるだけ参加しやすい形でお声がけをしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 鈴木晴子君。

○4番（鈴木晴子君） 現計画でも、新たに調査しても働き盛りの男性ということで、ここは本当に食欲に町として進めていただきたいなというふうに思います。

ゲートキーパーとは、見守って、自殺に関する正しい知識を普及、それから必要に応じて専門家につなぐ役割があります。国におきましては、このゲートキーパーという役割が、3分の1の人が聞いたことがあるようにしていくというふうな目標を掲げているところであります。

今、町の現計画におきましては、町職員のゲートキーパー研修の受講率を50%にするという目標、指標も掲げております。こちらの取組状況はいかがでしょうか。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（堀越伸二君） お答えいたします。

町の職員向けのゲートキーパー講習につきましては、令和5年度の実施後で受講割合は22.7%と、まだ目標には達しておりませんので、今後は、総務部総務課のほうとも協議をさせていただきまして、できるだけ職員が幅広い形で参加できるような形を取っていきたいというふうに思っております。

職員の、今私たちが持っているこのパソコンにおきましても、ネットの環境で会議等を開催することはできますので、そういったものも考えながら講習の受講のほうを進めていきたいなということで、検討しております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 鈴木晴子君。

○4番（鈴木晴子君） 50%にまだ達成できていなかったというところで、こちらもしっかり進めていただきたいと思いますと思いますが、こちらは役場の皆さんの正職の方だけになるんですかね。会計年度の方にも広げていただきたいと思いますけれども、その見解をお伺いいたします。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（堀越伸二君） お答えいたします。

会計年度の職員につきましては、正職員、私たちとちょっと立場は違いますので、改めて総務のほうとも協議をさせていただきまして、どういった形で講習ができるかと、そういったものもちょっと含めて検討させていただきます。

以上です。

○議長（永野 渉君） 鈴木晴子君。

○4番（鈴木晴子君） お願いいたします。

次に、②の国の大綱、改正基本法についてでございますけれども、法改正の背景といたしま

しては、通告でもお話ししましたが、子供・若者・女性が増えてしまっているというところが大きな背景でございます。

改正内容として、社会全体で取り組むこと、それから学校の責務、それから自治体に協議会を置くことができるというふうになっております。大綱には、様々な福祉部門の施策が自殺対策とどのように関わるのかが、列挙されているところであります。

答弁のほうには、さらなる強化というふうになっているところでありますけれども、生きる支援に関連する事業の洗い出し、生きることへの包括的な支援、これは本当に国が求めているところであります。

そのような考え方で、今後検討を進めていくものと思っておりますけれども、さらなる強化というふうな部分に関して、見解をお伺いいたします。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（堀越伸二君） お答えいたします。

子供の自殺対策の強化ということで、今般、国のほうから発出はされております。町のほうでも、そういったことについては認識はしておりますので、その内容を勘案しながら、町でまず何ができるのか、そういったものも含めて取り組んでいきたいと思っておりますが、今現在におきましても、町としての取組といたしましては、自殺リスクの高い子供に関して情報を把握した際には、教育委員会や学校等や児童相談所、あと各種機関とも協議をしながら、連絡を密に取って支援体制を構築するという形を進めておりますが、さらなる強化ということで、今回、国のほうからも発出されておりますので、そういった内容も踏まえまして、今後どういった関係強化ができるかというところを含めて、教育委員会さんとも併せて協議をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 鈴木晴子君。

○4番（鈴木晴子君） ぜひ、さらなる強化というふうな部分で、現計画よりも実効性の高い計画を策定していくということでしたので、お願いしたいと思います。

③の自殺対策プロファイルにつきましては、反映していくということでありまして、今の現計画におきましては、子供・若者の部分もプロファイルにない部分も追加して盛り込んだという経緯がありました。今回もそのような考えがあるのか、お伺いいたします。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（堀越伸二君） お答えいたします。

まず、プロフィールに記載されている内容につきましては、まず、町が取り組んでいかなきゃいけない方々を、プロフィールの中で町のほうで確認をするというものになっております。そういったこともございますので、そちらの方々に関しては、過去5年間、同じような方々がやはり自殺をされたという実態がございますので、町としては、そちらは重点的に取り組んでいかなきゃいけないのかなということもございます。

あわせて、子供についても、情報等が、プロフィールの中では、多分、子供の分については情報がない、件数がないと出てこないんですけれども、そういった情報が今のところないわけではございますので、子供向けに関しては、こういった形で計画の中に盛り込んでいけるかということも踏まえて、国の指針を見て、勘案しながら計画のほうを作成していきたいと思っております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 鈴木晴子君。

○4番（鈴木晴子君） 国から来たプロフィールには、利府町として子供の部分はなかったが、追加するというふうな考えだということではよろしいですか。はい、ありがとうございます。

それでは、（2）こども・若者対策の①パッケージと総力戦略なんですけれども、どちらも大事なものは、様々な部門が連携することだと思っております。答弁のほうでも連携していくということでございました。

こどもの自殺対策推進パッケージでは、地域ネットワーク構築による子供支援に10億円が計上されているところでございます。これは、いじめや不登校など学校に関係する悩みを学校だけで抱え込まず、首長部局、学校、教育委員会、福祉、医療、保健、NPO等が連携して支援する体制づくりとされているところでございます。

町の自殺対策ネットワーク会議は、このような学校と福祉をつなぐ、福祉事業をつなぐ機能を担えているという認識で大丈夫でしょうか、お伺いいたします。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（堀越伸二君） お答えいたします。

まず、ネットワーク会議の中でつなげていけているかということだと思うんですけれども、そちらに関しては、情報提供等を確実にしながら、それぞれの情報については適切な形で情報発信しているということで認識はしております。

ただあと、それ以外の部分についても、各団体、例えば民生委員さんとか社会福祉協議会とかの事業とかでもありますので、そういったところも含めて共有はさせていただいていると思

っております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 鈴木晴子君。

○4番（鈴木晴子君） ネットワーク会議というのは、年に1回ということでしょうか。お伺いいたします。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（堀越伸二君） 年1回になっております。

○議長（永野 渉君） 鈴木晴子君。

○4番（鈴木晴子君） 要対協もあるので、そちらでも同じような内容になるかなというふうには思うところではありますが、協議会があることと、このネットワーク会議があることは、やはり差があると思っていますね。福祉の部分にしっかりすぐつなぐことができるという考え方があると思います。その件に関して、部長はどのようなふうにお考えなのか伺います。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（堀越伸二君） お答えいたします。

まず、国の今回のガイドラインに沿って、私たちのほうでちょっと県のほうに確認をさせていただきました。今回、自殺対策に特化した協議会ということで、今回設置しているところがあるかどうかということも確認させていただきましたが、県内ではまだ設置自治体はないということで確認をしております。

その中で、自殺対策協議会のみならず、そういった形で同じような会議、実質、要保護児童対策協議会というものを、利府町では協議会を設置をしております。そちらの構成員につきましては、ほぼ自殺対策協議会の委員の方々と、国が示す方々と、大体同じような形になっておりますので、できれば要保護児童対策、要対協のほうで、情報提供みたいな形で皆様のほうに情報をお示ししまして、あと町のほうにフィードバック、御意見をいただくような形で進められればなということで考えております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 鈴木晴子君。

○4番（鈴木晴子君） そのような視点で、本当は協議会が設置されればよろしいんですが、孤立孤独のほうは、もう法のほうで努力義務になっているものですから、どちらかというところのほうが先なのかなという考えもありますけれども、要対協のほうとしっかりやっていくということですので、お願いしたいと思います。

②の今後の取組についてでございますけれども、こちら教育委員会のほうにだけお伺いさせていただきたいと思います。

御答弁いただきました内容のほうで、ケアハウスでの相談の機会を増やすというふうなことでございますが、今まではどうだった、これからこうするというふうな部分で教えていただきたいと思います。

○議長（永野 渉君） 教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

ケアハウスに関しましては、各校の不登校児童生徒もしくは不登校傾向の児童生徒、それから保護者等、相談にこれまで当たってきましたが、答弁でもあったように、例えば、ケアハウスにもなかなか足を運びづらい児童生徒や保護者の方も中にはいるかと思われますので、ウェブフォーム、つまり実際に行かなくてもできるような、そういう相談を今検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 鈴木晴子君。

○4番（鈴木晴子君） まずは、ケアハウスでの相談の機会をどのように増やすのかというふうな部分、お伺いしてもよろしいですか。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

各学校が、ケアハウスや、それからケアハウスだけではなくてスクールカウンセラー等も含めて、学校だより等で情報発信を定期的にしていく。それから、心配な児童生徒については直接、このような相談窓口もございますよということで、直接投げかけていく、そのような取組は考えられるかと考えております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 鈴木晴子君。

○4番（鈴木晴子君） 心のケアハウスで、カウンセラーさんが行って、対面での相談の回数を増やすというふうに、この答弁書だと見受けられたところなんですけど、その考え、回数が今までよりも増えるのか、今までは1回だったのが3回にするとか、そういうふうな部分をお伺いしたかったんですが。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

今までは、スクールカウンセラーの方が各学校に配置をされて、各学校での相談というふうになっておりましたが、ケアハウスに直接行き、その回数を増やすという捉えでよろしいかと思います。

以上です。

○議長（永野 渉君） 鈴木晴子君。

○4番（鈴木晴子君） その言葉をお伺いしたかったところです。

ウェブフォームでの相談実施と、先ほど先に御答弁いただきましたが、この内容も、町独自で行うものなのか、その相談というのはカウンセラーさん、ソーシャルワーカーさんが受けるものなのか。内容によってそれを振り分けるのか、その主体となるのは、教育委員会なのか学校なのかというふうな部分をお伺いいたします。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

中心となるのは、今のところ教育委員会に専門の相談員がおりますので、それを中心に今考えているところでございます。

以上です。

○議長（永野 渉君） 鈴木晴子君。

○4番（鈴木晴子君） ウェブフォームでの実施というのは、今年度から新たに当初から考えていたということよろしいですか。

○議長（永野 渉君） 教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

今年度から新たに実施する、昨年度までは行っておりません。今そのような方向で検討しているところでございます。

以上です。

○議長（永野 渉君） 鈴木晴子君。

○4番（鈴木晴子君） それをやろうと思ったきっかけというのが何かあったんですか。

○議長（永野 渉君） 教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） これまでは、教育委員会の相談員といいますと電話相談が中心でございました。ただやはり、例えば、電話で直接話しにくいことを文字にしてとか、あと場合によってはパソコンを使って実際に、直接の対面ではございませんけれども、直接顔を見ながらとか、いろいろなやり方を模索しているところでございます。

以上です。

○議長（永野 渉君） 鈴木晴子君。

○4番（鈴木晴子君） 現計画なんですけれども、SOSの出し方の教育というふうなものが、未実施だったものを実施していくというふうになっているところであります。これについての取組状況をお伺いいたします。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） SOSの出し方ということではございますけれども、様々な取組、各学校で行っているところでございます。

挙げれば切りがないところではございますが、主なものを取り上げるとしますと、まず各学校では、各校月1回、必ず生活アンケート、名前は各学校によっては違うんですけれども、生活面に関するアンケートを行っております。それで、悩み事がないかどうか、それを児童生徒に書かせております。いじめ等も含めて自由記述ということで書かせております。それを、学校では蓄積しているところでございます。

次に、2点目としては、先ほどの答弁とも重なる部分があるんですけれども、SOSを出す、そういうやり方として、各学校がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の相談窓口の紹介を学校便り等で行っていたり、それから、各関係機関から本当に年間で本当にかんりの回数、パンフレットやカードが送られてきます。例えば、悩んだら番号に電話してくださいとか、そういうものを定期的に配り、当然その際は、ただ配るだけではなくて、担任のほうから説明を加えながら配布をしている。

あと、これも答弁にございましたが、教員向けにゲートキーパー研修、役場のほうでやっている研修に教員も参加したり、それから、スクールカウンセラーの先生に依頼して、教員向けに講話をしていただいたりと、様々な取組を行っているところでございます。

以上です。

○議長（永野 渉君） 鈴木晴子君。

○4番（鈴木晴子君） 生活アンケートを月1回取っていらっしゃるということでございました。

それ、心配なところというふうなのは、どのようにつないでいくようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

児童生徒にアンケートに回答してもらった後に、即座に、まず担任がチェックをいたします。

そして、何もないといいんですけども、少しでも気になるようなことの記述があった場合は学年全体で共有し、場合によっては管理職にもつなぎ、当然、本人に対して聞き取りを行ったり、ケースによっては保護者の方に事情を聞いたり、とにかくすぐに動くような、そういう体制をつくっております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 鈴木晴子君。

○4番（鈴木晴子君） 内容的に、町につなぐべきというふうなときには、教育委員会を通して町につないでいるという考え方でよろしいですか。

○議長（永野 渉君） 教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

議員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（永野 渉君） 鈴木晴子君。

○4番（鈴木晴子君） SOSの出し方の教育は、内容分かりました、しっかりなさっているということは。学校に來られていない不登校の子に対しての教育というふうな部分は、どのようになっているか伺いたします。

○議長（永野 渉君） 教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

先ほど様々な取組があるということで答弁いたしました。当然、不登校児童生徒に関しては、それができないという現状がありますので、ただ、不登校児童生徒であっても、例えば、児童生徒が下校した後に、保護者の方と一緒に学校に來ることは、これはよくあるケースでございます。

当然、それができない場合は、家庭訪問というものを担任が定期的に行っておりますので、そのような中で、先ほど紹介したパンフレットであるとか、カードであるとか、相談窓口であるとか、そういう機会を使って行っていくという方向が主なやり方かなというふうに捉えております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 鈴木晴子君。

○4番（鈴木晴子君） 部長が御答弁なさったような形で進めていっていただきたいなと思っております。

コミュニケーションツールが導入されているということで、令和7年からでしょうか、なっておりますが、この現状、活用状況をお伺いいたします。

○議長（永野 渉君） 教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

タブレットが新しく更新されたばかりでございますが、その中に、心身の健康状態を把握できるアプリが入っております。まだやはり、なかなか軌道に乗っていない学校もあるようでございます。軌道に乗っている学校とそうでない学校の差はあるのですが、今後、導入されているというものを使って、活用を積極的に図っていくよう、推進を図ってきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 鈴木晴子君。

○4番（鈴木晴子君） 生活アンケートを、このコミュニケーションツールの中でやることというのは難しいのでしょうか。そうすると、不登校の子たちまで満遍なく全員できるのではないかなと思うんですが、お伺いいたします。

○議長（永野 渉君） 教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

実際、このタブレットを使って生活アンケートをしている学校も実際ございます。ただ、やはり紙媒体でやっている学校もございますので、先ほど申しましたアプリを使って、今後、どんどん広げていければなというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 鈴木晴子君。

○4番（鈴木晴子君） 同じタブレットが配布されているものでありますので、ぜひ教育委員会主導で、そこは進めていっていただきたいなというふうに思います。

「こどもの命と安全を徹底的に守る」大臣プロジェクト2026、第1弾が「こども・若者自殺防止戦略」として発表されているところであります。夏休み明けに向けて、本当に国として力を入れて総力で進めているところでございます。この資料を教育委員会としても再度見ていただければなというふうに思っているところです。

国と地方が総力を結集して、救える命を必ず救うという考え、子供の命を総力を挙げて徹底的に守り抜くということが書いてあるところでございますので、お願いしたいなと思います。

次に、（3）の孤独死対策のほうに行きたいと思います。

全国の数字ではございますが、独り暮らしで自宅で亡くなった方、令和7年度は約7万7,900人でございます。交通事故死は全国で約2,500人ということから考えると、もう交通事故死の30倍が独り暮らしで自宅で亡くなっているというふうになってしまっているところであります。

その中で、65歳以上が約76%、その中でも1週間を過ぎてから発見された方は約29%もいらっしゃるんですね。この数字からも、孤独死というふうな部分につきましては、早急な対応が必要というふうに考えております。

対策といたしましては、見守り、また連携、早期発見がまず重要なのかなというふうに思っております。

見守りとしてでございますが、地域での担い手の力となっていただくのは、やはり大きくは民生委員さんではないかというふうに思っております。町全体を見渡すと、人口の多い地域に高齢者の人数も多くなる傾向、これはあります。民生委員さん1人当たりの65歳以上の地域人口というふうな形で見ていきますと、1人の民生委員さんが300人以上の担当、65歳以上の人を300人以上担当しているであろう地区が一番多いのが青山、それから野中二部、その次が神谷沢、これはちょっと、もう一度しっかりと数字は検証していただきたいですが、目安としてください。

それから、200人以上の担当なさっているところが花園、しらかし、青葉台というふうなことに、団地が本当に多くなっております。

人数の多さだけで見るのはどうなのかという議論も、もちろんあることは承知しております。ですが、やはり1人の負担が多いのかなというふうに思っております。民生委員協力員制度の提案を元遠藤議員であつたり、また令和7年3月には高木議員がなさっております。やはり、これは町全体に導入ではなくて、この多い地域を区切つての導入という考えもあるのではないかと思います、町の見解をお伺いいたします。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（堀越伸二君） 民生委員の協力員についてだと思うんですけれども、こちらに関しては仙台市、石巻市、あと塩竈ですか、3市のほうで協力員の導入をしている状況だということで町のほうでは確認はしておりますが、やはり、あくまでも民生委員の補助的なサポートということの活動になってきますので、具体的な相談等とかはちょっと行えないのかなということも、プライバシーとかもございますので、そういったところの懸念もございます。

あと、民生委員であれば法律上規定がありますので、守秘義務という形でプライバシーの遵守はできると思うんですけれども、補助員になりますと、そういったところの法的規制もござ

いませんし、またあと、仮に活動していただいたときに、万が一事故が起きたときの補償的なところもちょっとございませんので、町のほうでは、そちらのほうの導入は今のところは考えてはおりません。

以上です。

○議長（永野 渉君） 鈴木晴子君。

○4番（鈴木晴子君） そもそもなんですけれども、民生委員さん、民生委員法では、町村では70から200世帯に1人というふうになっているところでありますが、利府町の人口で計算すると、74人という数字が単純計算で出るんですけれども、その辺に関しての町の見解をお伺いいたします。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（堀越伸二君） まず、民生委員の充足率につきましては、宮城県のほうで民生委員の定数を定める条例におきまして、利府町の定員数は50人という形で定められております。うち、利府町の民生委員数につきましては49名ということで、今充足率が98%ということとなっておりますので、ただ民生委員につきましても、地域の担い手がちょっといらっしやらないというところもかなり大きな問題となっております、民生委員を選ぶということも、結構今難しい状況にはなっております。

議員おっしゃるとおり、充足率とかの状況だけではないということでは分かりますけれども、今現在、民生委員が実質ほかの、大体利府町と同じ規模の自治体と勘案すると、利府町は若干少ないのかなというふうに私も見受けられます。

ただ、この多い少ないに関しましては、先ほど議員さんおっしゃったとおり、一概には言えないという地域実情もございますので、まず民生委員の協議会のほうにちょっとお話をさせていただくなり、人数的にどうなのかということは検討、検証はしていきたいということで考えてはおります。

以上です。

○議長（永野 渉君） 鈴木晴子君。

○4番（鈴木晴子君） 民生委員法では74人だけれども、県だと50人で大丈夫というふうな条例で、というふうなことでありましたけれども、実際、現場が足りないというふうにおっしゃっている地域があるのであれば、そこはしっかりと、協議会と協議をしていただきたいなというふうに思うところで、ぜひ、足りないというところにはしっかりと対応していただければなというふうに思うところでありますけれども、今、どんどんと毎年毎年、高齢者の方が高齢化して

いく中で、団地のほうはですね、対応していかなければ間に合わない、制度だけではなくて。ですのでそれを何とかしなければいけないというふうな部分で、今一番、民生委員さんをバックアップできるのは、私は包括支援センターだというふうに思っているところでございます。

ただ、その包括支援センターも本当に仕事が多くて大変だと思っているんですが、地域の皆さんからは、本当に助かるという声を多くいただいている。親切で本当にと、いっぱいいただいているところでありますが、包括支援センターもパンクしてしまったら困るというふうに思っておりまして、その辺の業務の整理を町としてしていただけたらなと。

特に、以前私、質問させていただきましたが、65歳、「お元気ですか訪問」、こちらは65歳の方、そのときも言いましたけれども、65歳の方は80代の方を介護していたりとかして、介護する側だったりするんですね。ですから、訪問は、ほかの自治体でももう70歳とかに区切ったり、75歳に区切ったりしているところですから、その辺、再度検討すべきではないでしょうか。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（堀越伸二君） お答えいたします。

まず、地域包括支援センターで実施しています見守りにつきましては、地域支援事業の中の介護予防把握事業として位置づけをしております。

その中でも、やはり議員おっしゃるとおり、65歳以上の方が年々確かに増えてきている状況でございますので、今後は年齢だけでなく、優先的な順位を少し、年齢的なのか、どういうケースなのか、ちょっと今何とも言えないんですけれども、もう少し強弱をつけるというか、そういったところで重点的に見守らなきゃいけない、例えば、年齢的にもうちょっと高いところの方々を見守りしなきゃいけないということであれば、そういったところにもうちょっと効率的な回り方というか、見守りの仕方をしていきたいというふうに考えてはおります。

あと、社会福祉協議会のほうで、今回見守り、そういったところによらない、介護予防事業の対象にならない方々につきましては、その方々の希望によりましてヤクルトの配達をさせていただいておりますので、そういったところで、社会福祉協議会のほうでも見守りという形で進めている状況でありますので、そういったところと併せまして、何が一番効率的な見守りの仕方なのか、そういったところについては、今後ちょっと協議をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 鈴木晴子君。

○4番（鈴木晴子君） 見守り体制と、またもう一つは早期把握も大事だと思っております。早

期把握の体制整備として、町としては緊急通報システムを行っているところではありますが、この内容は、見直しが必要ではないかというふうに考えております。

アナログ回線でないとは設置できないというふうになっているんですね、今のところ。電話回線なしでも設置できる機種も今はありますので、携帯電話でも大丈夫という、またセンサー式であったりだとか、自宅での見守りを、独り暮らしの人を見守る体制というふうな部分で、この緊急通報システムの見直しを考えてはどうかというふうに思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（堀越伸二君） お答えいたします。

緊急通報システムにつきましては、今年度見直しの時期になっております。議員おっしゃるとおり、電話回線、アナログの回線を使って今までは利用していたものではございますが、今年般、新年度になりましてから、町長のほうからも指示を受けまして、別なデジタル系の、デジタル関係で見守りできるものがないかということで指示を受けておりますので、そういったものも含めて、今後ちょっと検討をしていきたいなと思っております。

ただ、いろいろな形の見守りの機種とかがございますので、何が一番利府町に合っているのか、そういったところを考えながら検討はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 鈴木晴子君。

○4番（鈴木晴子君） 機種の部分もあるんですけども、設置要件の拡充も必要ではないかと思っております。協力員がいないと申し込めない状況であります、いなくても申し込めている自治体はあります。そのような検討であったりとか、日中独居の方、日中だけ一人になってしまう方の設置の検討もすべきというふうに考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（堀越伸二君） お答えいたします。

今現在の緊急通報の対象の方につきましては、町内お住まいの65歳以上の独り暮らしの方、在宅の独り暮らしの身体障害者の方で機器が操作できる方という形で、対象のほうを絞らせていただいておりますが、今、この要綱を作成した段階と、今の利府町の高齢者の割合とか状況等につきまして、変化はしていると思っておりますので、今議員おっしゃった内容についても検討させていただいた上で、今現在、利府町に合ったのが何なのかというところは、まずそこは注意をしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 鈴木晴子君。

○4番（鈴木晴子君） 本町、利府町の75歳以上の高齢者は約4,000人おります。その中から、単身高齢者世帯が約1,400世帯、そういう中で、今の設置は42台、令和6年度の決算ですけれども、42台となっているんですね。第9期の高齢者福祉計画の中でも、令和8年度の目標が56台、これはどちらも低いというふうに考えますが、これに、設置、しっかりと新しくするというふうな考えもある中で、もっと増やしていくという考えはあるかどうかお伺いいたします。

○議長（永野 渉君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（堀越伸二君） お答えいたします。

見守りの中で、こういった内容のものがあるということは、まず安心にもつながると思いますので、町としてはできるだけ広い皆さんに御利用していただきたいという考え方はございます。

ですけれども、利府町は、先般の県のほうからの資料で、利府町の高齢者、特に男性の方なんですけれども、病院に、健康な方が多いという形の資料が出ていまして、そういった皆さんの自覚の中で「自分は要らないや」という形で思われている方も多分いらっしゃるんだと思います。

本当に必要な方々が、必要とするものを町としては届けてあげたいというのが私たちの考えでございますので、できるだけ必要とされる方々に対して、こちらの機器等を提供できればというふうに考えておりますので、56台が多いか少ないか、目標の56台が多いか少ないかにつきましては、ちょっと判断は分かれるところと思うんですけれども、本当に必要な方が利用しているという形で町は理解して、こちらのほう設置していただいているのかなと思っております。その上で、今後とも必要となる方に、そういったものの機器を提供していけたらなというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 鈴木晴子君。

○4番（鈴木晴子君） 見守りを強化するという視点で、設置しやすい機械を準備して増やしていくというふうな考えにしていっていただきたいなというふうに思います。

それから、先ほど部長御答弁いただきました、社協さんでヤクルトの配達をされていて、見守りをしているということでした。こちらの内容、緊急通報システムを設置している方には配達できないことになっております。これは、ぜひ設置していても、また別な

考え方がありますので、その辺を協議していただけないものなのか、お伺いいたします。

○議長（永野 渉君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（堀越伸二君） お答えいたします。

社会福祉協議会のほうのヤクルトの配送、この事業につきましては、社協さんの予算の中で実施されている内容でございますので、まず社協さん、社会福祉協議会さんのほうでの予算確保等も含めまして、何ができるのか、社会福祉協議会さんとちょっと協議はさせていただきたいと思いますが、何分限られた予算ですので、ヤクルトにつきましてはちょっと難しいところもあるということは私たちも認識をしております。

今回の緊急通報を設置していない方に対してヤクルトという形で、社会福祉協議会さんのほうで配達をして、見守りを行っていただいているということになりますので、できればどちらか一方を利用できて、高齢者の方ができればいいのかなという形で考えておりますので、社会福祉協議会さんの限られた予算もございますので、町のほうでできる部分と社会福祉協議会さんができる部分とありますので、そういったところは協議させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 鈴木晴子君。

○4番（鈴木晴子君） 社協さんの予算だけでは難しいというのであれば、町で予算を追加してもやったほうがいいと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（永野 渉君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（堀越伸二君） お答えいたします。

社会福祉協議会のほうには、いろいろな形で事業のほうを委託したり、あと町のほうでも補助金という形で今、出させていただいております。

そういった中で、実施できる部分という形でやっていただければいいんでしょうけれども、かなり社協さんも限られた予算ということで、町のほうでも、やはり社協さんに補助金という形で出している部分もかなりありますので、そういったところは、ちょっと町のほうとも協議を進めていかなきゃいけないかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 鈴木晴子君。

○4番（鈴木晴子君） それでは、2点目の犬との共生を通じた公園づくりに行きたいと思えます。

一括して答弁いただきましたので、私のほうも一括して質問させていただきます。

（１）と（２）でございますけれども、必要性和効果の研究、条件整備と候補地、答弁では、ドッグランの導入を調査してきたというふうにいただいているところであります。どのような経緯で検討に至って、どのような内容を調査したのかという部分をお伺いいたします。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（福島 俊君） お答え申し上げます。

どのような経緯でということでございますけれども、やはり近年、ペットを飼う方も多くなっておりますし、その方たちの公園利用を増進するためということもありますが、そもそも、議員も効果として上げている部分がありますが、公園の活用を再認識させるということとか利用率の上昇、あと飼い主のマナーの向上、そしてコミュニティーの場の形成、さらには飼い主と飼い犬の健康増進、公園からのにぎわいづくり、我々としては公園からのにぎわいづくりというのも大きな効果と捉えております。

それからシティーセールス、そして、人と動物が共生する心豊かな社会の実現の第一歩となるというふうに判断して調査を進めてまいりました。

以上です。

○議長（永野 渉君） 鈴木晴子君。

○４番（鈴木晴子君） 答弁では、住宅地への設置が困難のことですけれども、町としてどのような利用形態や利用者層を想定しているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（福島 俊君） お答え申し上げます。

同様に、市町村で設置しているところなどを調査いたしますと、なかなかやはり住宅地の近くというのは難しいというところで、それぞれの市町村が工夫して、河川敷とか、比較的大きな公園の影響のない部分とか、斜面とか、斜面に隣接する平地とか、そういうようなところで整備をしておりますので、そちらを参考として調査というか、設置できる場所を選定というか、絞り込んできたところでございます。

以上です。

○議長（永野 渉君） 鈴木晴子君。

○４番（鈴木晴子君） どの公園を活用する場合であっても、公園利用者であったり、近隣住民の理解が、本当に何よりも重要であるというふうに考えているところでございます。先進自治体では、近隣住民や公園利用者の理解を得るため、説明や意見把握、試行設置などの意向調査、

また利用規約の明確化、管理運営団体の責任明示などを行っているところであります。

本町としても、候補地を決める前の段階から、住民理解の形成を図っていく必要があるというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（福島 俊君） お答え申し上げます。

やはり整備の基本方針としましては、やはり近隣住民の理解が得られること、あと、公園を利用する方の同意が得られること、そして、そもそもその公園の利用環境が保たれることというのが非常に重要だと思います。

近隣の町内会とか行政区、それから、そういった意見を事前にとのお話でございますけれども、なかなか絞り込んで、ここというのが出てきませんので、逆ということではないんですけれども、我々としては、まずはその場所を選定している段階ではございますけれども、まずは議員が最後におっしゃっていた試行的実施というのを、まず大前提としてできないかということで、それをしながら意見を聴取したほうが、住民の皆さんのリアルな意見が聴取できるのかなというふうに考えてはおります。

以上です。

○議長（永野 渉君） 鈴木晴子君。

○4番（鈴木晴子君） 住宅地の設置困難ということではありますが、その周辺の住民の御意向が、設置していただきたいというような意見が大きく見えるようだったら可能だというふうな見解はありますか。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（福島 俊君） お答え申し上げます。

賛成の方の意見で設置できればいいんですけれども、なかなか反対する方というのももちろんいらっしゃいますし、そういう人は最初からは出てこないかと思われまので、そこはやはり慎重に進めないといけないのかなというふうに思いますし、そういったことをやはり考え合わせると、なかなか住宅地内の公園にある程度の面積を確保して、さらには小型犬、大型犬分けたというような整備というのは現実的ではないのかなというふうには感じております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 鈴木晴子君。

○4番（鈴木晴子君） 答弁を伺っていると、何か大きなドッグランを設置するような感じの答弁というふうに聞こえるんですけれども、町としては、大きな公園に行くと、緑地公園とか、

森林公園とか、大きな公園にドッグランを設置したいというふうな意向があるというふうに関
こえるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（福島 俊君） お答え申し上げます。

これまで調査を行ってきておりますけれども、具体的にここだというのはまだ絞り込めてい
ない状況ですので、比較的大きな公園に、大きなところというような構想はございませんが、
例えば、森の里公園にしても、4面住宅地に接しておりますので、なかなか難しいかと思うと
ころでございます。

以上です。

○議長（永野 渉君） 鈴木晴子君。

○4番（鈴木晴子君） そうですね。部長の懸念は、本当に私もよく分かるところであります
が、事前に住民の声を聞くというふうなのは難しいということでありましたが、試行的にやっ
てみて声を拾うという考え方はとてもよろしいかと思っておりますので、そのように進めていって
いただくのが一番よろしいのかなとは思いますが、答弁では、シティーセールスというふうにも
しっかり活用していきたいというふうにありました。

期待できる効果があるということで、単なる公園利用ではなくて、移住定住促進、関係人口
の創出といったシティーセールスの観点から期待できるというふうに言っているところで、こ
れは、地域おこし協力隊も活動のときの紹介でお話なさっておりまして、進めていきたいと言
っていることで、町としてもそこをバックアップしていきたいという考えがあるのかなという
ふうには思っているところでありますけれども、住んでいる皆さん、利府町に現住んでいる皆
さんの充実も必要かなというふうに思いますけれども、ウエートとしてシティーセールスのほ
うなのか、それとも、現今住んでいる方々のウェルビーイング向上なのか、その辺は、どちら
もというふうになるんでしょうけれども、お伺いいたします。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（福島 俊君） お答え申し上げます。

我々のほうで目指しているのが、ぼんやりとではありますけれども、住民の方がふだん使い
できる公園、ドッグランというふうに思っております。グランディに設置している、整備され
ているドッグランでいろいろお話を聞いたんですけれども、民間のドッグランは、やはりそれ
なりの値段がして、それはお出かけ気分で行くような形なんですけど、ふだん使いできるのが非
常にいいということで、その方は町外の方であつたりしたものですから、ああいった町内にド

ッグランを整備することによって、こういったところまでも整備が行き届いているのだなというふうに思ってもらえば、移住定住のきっかけにもなると考えられますし、それをきっかけに興味を持ってもらうということもあると思いますので、その点でのシティーセールスの効果ということでございます。

以上です。

○議長（永野 渉君） 鈴木晴子君。

○4番（鈴木晴子君） 歩いて行ける公園にドッグランがあるというのが理想だというふうに言っているということでよろしいんですか。お伺いいたします。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（福島 俊君） 高齢者の方も利用できればというようなところで、歩いていければ一番いいんですけれども、なかなか地理的に考えるとそれは難しいのかなというふうにちょっと思っておりますので、駐車場が整備できるような場所でないと駄目なのかなというふうに思っております。

今、いろいろな条件を整理しているんですけれども、面積ですとか、区分ですとか、フェンスとか、日陰がないと駄目だとか、ベンチが欲しいとか、水飲み場とかというのがありますので、その辺をおおむねクリアできるようなところで、まずは試行的な運営というのができないのかなというふうに思っている段階ですので、御理解願いたいと思います。

○議長（永野 渉君） 鈴木晴子君。

○4番（鈴木晴子君） 答弁の中に、町で運営管理する手法だけにとらわれず、民間団体等の支援協力体制も含めというふうになっているところでありますが、この民間団体というのは企業も含まれるというふうな、営利目的でやるという考えもあるということですか。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（福島 俊君） お答え申し上げます。

公的なドッグランというのを見てもみると、ほとんどが無料とか、会員登録料だけというようなところで、先ほど申し上げた、ふだん使いできるというようなところを考えると、なかなか民間の企業、商売として成り立つようなものでは難しいのかなと思っておりますので、例えば指定管理で運営してもらおうとかというようなことを想定しながら、また、仙台市などでは、まちづくり協議会が実証実験的に民間を巻き込んでやっているというようなところもありますので、そういったところも、やはり切り捨てて、そういうのは難しいというふうにしなくて、大きく考えて実現に至ればというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 鈴木晴子君。

○4番（鈴木晴子君） 民間事業者の方が運営される場合、ドッグラン設置、民間事業者でなくてもドッグランを設置する場合は、都市公園法及び利府町の条例の位置づけ的に、利用者の公平性であったりだとか、管理責任などについての整理を行っているものというふうに思っておりますが、課題となっているところというのはありますか、そのままで大丈夫というふうな認識なんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（福島 俊君） お答え申し上げます。

都市公園条例の3条か何かだと思うんですけども、指定管理者による運営も可能というように立てつけになっておりますので、もし本当にやるということであれば、いろいろな条件をつけてお願いするようなことになると思いますので、そこは問題ないかと思います。

○議長（永野 渉君） 鈴木晴子君。

○4番（鈴木晴子君） 公園を管理して運営するというふうな部分、民間事業者もというところではありますが、ボランティア団体の方が有志で集まって運営してみたいというふうな相談があった場合、町としてはその協議を受けていくものなのか、お伺いいたします。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（福島 俊君） お答えいたします。

どのような形で協力していただけるのかというようなこともあるんですけども、間違いなく専門的な知見をお持ちかと思いますので、我々としては、お断りというか門前払いする理由はありませんので、もちろん検討していきたいと思います。

○議長（永野 渉君） 鈴木晴子君。

○4番（鈴木晴子君） 先ほどドッグランの設置は車で行くというふうな部分になってしまうのではないかと部長の答弁で、歩いて行ける場所の公園は、やはり住宅地も近いので苦情も多くなってしまっていて、なかなか設置が難しいというふうな考えなのかなというところは理解できると思いますが、歩いて行ける公園だからこそ、そこに設置されてるからこそ魅力があるというふうな部分もあるかと思います。

そこには、やはり住民理解の形成が必要というふうな部分になってくるのかなと思いますが、地域の皆さんの中で、そのような声が、さっきの質問ともかぶってしまうんですけども、その方々がボランティア団体を立ち上げて、ここの公園で試験的に1か月なり2か月なりやって

みたいというふうになった場合、法令上、条例上、干渉してしまうところがあるのかとか、あと町として対応できるものなのか、その辺伺いいたします。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（福島 俊君） お答え申し上げます。

正直、そこまでは今検討していないところなんですけれども、協力していただける部分というのがあると思いますので、取り入れていきたいとは思っています。

一方で、ほかの市町村で運営しているのを見ると、意外と人がいないような形で管理しているというところもありまして、それだと実施へのハードルというのも下がってくるのかなというふうに思っております。人を常駐させるとか、あと営業時間を区切るというようなことになってくると、またなかなか難しくなってくるのかなというふうには思っているんですけれども、いろいろなことを総合的に考え合わせながら、今は検討しているところでございますので、御理解願いたいと思います。

○議長（永野 渉君） 以上で、4番 鈴木晴子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は11時30分とします。

午前11時18分 休 憩

午前11時29分 再 開

○議長（永野 渉君） 全員おそろいでありますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 土村秀俊君の一般質問の発言を許します。土村秀俊君。

〔8番 土村秀俊君 登壇〕

○8番（土村秀俊君） 8番、共産党の土村でございます。よろしくお願いします。

微妙な時間でございますが、多分12時までには終わらないと思いますけれども、なるべく早めに、当局の皆さんの答弁が簡潔であれば、12時10分ぐらいには終わるかなと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、質問通告でございます。2点であります。

1、中東情勢による物価高騰・資材不足等への対策についてであります。

先日、NHKで放送されましたが、中東情勢が緊迫する中、県内の中小業者の団体が資材の高騰や供給不足が深刻だとして、県に対し資金繰りの支援などを要請しました。また、県内の医療機関の団体も、中東情勢が不安定となり、医療材料、介護用品の不足、高騰で深刻な影響

が医療・介護現場にも及び、この状況が続けば医療現場は深刻な事態になると、県に対して医療・介護に必要な施策を進めるよう要望しております。

町内の自営業者や医療機関、農漁業者も、資材不足や物価高騰で深刻な状況になりつつあると思います。町として、中東情勢に対応した施策の検討も必要だと思います。

以下の点での考え方を伺います。

（１）中東情勢による町内中小業者、農漁業者、医療機関などの深刻な状況の実態把握と相談窓口の開設が必要ではないかと思いますが、見解を伺います。

（２）ナフサの影響で、原材料不足による事業停滞や、原料高騰などで緊急に運転資金が必要な事態が起こり得ます。町は、影響を受けた事業者に対し、町の融資制度の要件の緩和や返済の猶予、相談体制の強化など、事業継続を支援する検討をすべきではないかと思います。見解を伺います。

（３）中東情勢の影響で、住民税や固定資産税、国民健康保険税の支払いが困難になる事業者も出てくると思います。その場合、減免や支払い猶予などの支援策の検討が必要ではないかと思いますが、町の見解を伺います。

（４）町が発注をしているPFI事業、水道包括事業、指定管理事業、委託事業など、中東情勢によるナフサ関連の資材不足での事業停滞や物価高騰による大幅な経費の増加など、深刻な事態が想定されます。町は、各事業者から実態を聞き取り、必要な手だてを取るなど適切な対応が必要だと思いますが、今後の取組をどのように進めていくのか考え方を伺います。

質問事項の２、不登校の支援についてであります。

子供の不登校は、この10年で3倍と急激に増加をし、令和6年度はついに35万人を超えました。小学校が13万7,000人、中学校が21万6,000人です。宮城県の不登校児童割合は全国で5位、小学生の割合では5位、中学生の割合は全国で1位であります。利府町の不登校児童生徒数も、コロナを起点に増加に転じております。町として、不登校児童生徒の改善の取組について、以下の点について伺います。

（１）不登校児童生徒の改善に向けて、町として主に力を入れて取り組んできた施策の現状とその効果は、不登校児童生徒数の推移に反映されているのかどうか伺います。

（２）県教育委員会の方針では、新たに学校に登校しない児童生徒を生まないため、「魅力ある・行きたくなる学校づくり」を推進すると書かれておりますが、新しく不登校にならないだけでなく、不登校の児童生徒も行きたくなる楽しい学校づくりが求められていると思います。そのような学校にするには、どのような改善が必要と町は考えているのか伺います。

（３）各学校内のサポートルームや学び支援教室の利用状況と、担当スタッフとの関わりにより不登校が改善している傾向は見られるのかどうか伺います。

（４）心のケアハウスの運営状況と利用者の不登校の改善や、安定した居場所としての機能を果たしているのかどうか。また、通所費用や昼食代などについて、町の支援を検討する考えはないか伺います。

以上です。

○議長（永野 渉君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

１、中東情勢による物価高騰・資材不足等への対策については町長、２、不登校への支援については教育長。

初めに町長、町長。

○町長（熊谷 大君） １番 土村秀俊議員の御質問にお答えいたします。

御要望にお応えして、少々早口でお答えしたいと思います。

初めに、第１点目の中東情勢における物価高騰・資材不足等への対策についてお答え申し上げます。

まず、（１）の実態把握と相談窓口開設についてでございますが、中東情勢の緊迫化に伴い、原油価格やナフサ価格の上昇、物流の停滞などが懸念されており、特に原材料価格や燃料費の高騰、資材や医療材料の供給不足は、地域経済や住民生活に深刻な影響を及ぼしかねない喫緊の課題であると受け止めております。

このため町といたしましては、商工会をはじめ関係する全ての団体と連携しながら、町内事業者等への影響について情報収集と実態把握に努めているところであります。

現時点では、既存の商工相談窓口や国・県で設置している特別相談窓口への紹介を行っているため、町としての新たな相談窓口の開設は考えておりません。

次に、（２）の町の融資制度の要件緩和や返済猶予などの支援策の検討状況についてでございますが、まずは国や県による支援策の動向を注視し、融資制度やセーフティネット保証等の活用について、事業者への周知に努めてまいります。

次に、（３）の税の減免や支払い猶予などの支援策の検討についてでございますが、地方税法等において、災害や著しい収入減少など一定の要件に該当する場合の徴収猶予や減免規定などが設けられていることから、県や国の支援制度の動向を注視してまいります。

次に、（４）の町が発注している事業者等に対する現状把握と対応方針についてでございますが、中東情勢の緊迫化に伴い、各受託者においても少なからず影響が出てきていることは認

識していることから、今後も各受託者の皆様に随時聞き取り調査を行い、情報交換を密にしながら実態把握と適切な対応に努めてまいります。

○議長（永野 渉君） 次に、教育長。教育長。

○教育長（竹内 新君） 8番 土村秀俊議員の御質問にお答えをいたします。

第2点目の不登校への支援についてをお答え申し上げます。

まず（1）の、町として主に力を入れて取り組んできた施策と不登校児童生徒数の推移の反映についてでございますが、これまでの主な不登校対策の取組といたしまして、令和6年度に新たに不登校相談専門員を配置し、各学校の不登校の実態等をヒアリングし、個々に応じた具体的な支援を実施しております。

また、登校に不安がある児童生徒を持つ保護者に対する相談体制を整えており、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談専門員と連携し、気軽に相談できるよう、リラックスして話をする茶話会を開催しております。

また、小学校の新入学説明会において、不登校相談専門員が講話を行うなど、不登校相談窓口の周知に努めております。

これまで、様々な不登校に関する取組を行っているところですが、全国における不登校の急増と同様に、本町においても年度により増減はありますが、令和2年度に32人であった不登校児童生徒数が、令和7年度には94人と増加傾向になっております。

次に、（2）の不登校の児童生徒も行きたくなる楽しい学校にするため、どのような改善が必要かについてでございますが、不登校の要因が多様化する中で、個の状況に応じた段階的な支援が必要と考えております。

その上で、不登校児童生徒がもう一度行ってみようと思えるように、分かりやすい授業づくり、温かい学級づくりを行い、学習や友人との交流が楽しく感じられ、心理的に学校が安心できる場所とすることが必要と考えております。

次に、（3）のサポートルームや学び支援教室の利用状況と、担当スタッフとの関わりによる不登校の改善の傾向についてでございますが、教室に入りづらい児童生徒が利用する居場所として、サポートルームや学び支援教室を設置するなどしており、令和7年度末の利用状況につきましては、小学校では平均9人、中学校では平均15人となっております。

また、担当スタッフとの関わりにつきましては、教員やスタッフが一人一人の状況に応じた学習指導や生活支援を継続して行うことで、短時間ながらも登校できるようになった児童生徒や、教室との併用をしながら落ちついた学校生活を送る場面が増えた児童生徒もあり、各学校

において改善傾向が見られております。

最後に、（４）の心のケアハウスの運営状況と利用者の不登校の改善や、安定した居場所としての機能、通所費用や昼食代などについての支援の検討についてでございますが、現在、ケアハウスでは、スーパーバイザーを中心に学習支援や自立支援を行っております。令和7年度の利用状況といたしましては、日々の状況によって異なりますが、平均月8人が通所しております。

その中には、学校へ復帰した児童生徒や、学校とケアハウスを併用しながら、自分のペースに合わせて通所する児童生徒、家庭から外に出ることを目標に通所する児童生徒もあり、個の状況に応じた支援が行われていると考えております。

また、昼食代の支援につきましては、11番、浅川紀明議員にお答えしておりますが、給食費の完全無料化に合わせ、やむを得ない事由により恒常的に給食を停止する児童生徒に対して、給食費相当額を補助する制度を整備し、既に保護者に周知したところです。なお、通所費用の支援については現在のところ考えておりません。

○議長（永野 渉君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 速やかに。まず（１）の相談事業でございますけれども、答弁では、町内業者の影響について、各種団体を通じていろいろ情報収集を行っているという町長の答弁でございました。

相談窓口は、既存の法人業者に対応する窓口を使って受け付けているということでございましたけれども、町として、これらも通じて、この間、この間というのはいつからなのか分からないけれども、イラク戦争、原油危機が起きてからだと、もう3か月もたつんですけれども、この間、3か月になるか、深刻になってきたのは4月以降だと思うんですけれども、この間、相談としてどれだけの件数があつたのかと。

それからあと、その相談の中で、どういったようなお話をされているのか。町長の答弁では、原材料が不足している、あるいは燃料が高騰している、そして資材も不足しているというような業者の状況を町としても認識をしているというような答弁でございましたけれども、実際に業者と皆さんとお話をして、どういったような状況になっているのか、その辺の具体的な話について少し説明をお願いします。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（藤岡章夫君） お答えいたします。

まず初めに、中東情勢の緊迫化に伴う今回の影響については、議員御承知のとおり、世界的

な問題、日本国中の問題と、全体の問題となっております。そして、毎日のように、連日、報道でも情報が目まぐるしく変化しているという状況です。

そのような中で、相談件数につきましては、現在まで具体的に町のほうに直接相談する方は多くありません。なお、県の商工会議所のほうでは、会員の方々にアンケート調査、5月に行っておりまして、そういった内容は把握しておりますが、利府松島商工会のほうでも、多くはないですが、相談件数はあるというような状況でございます。

内容につきましては、やはり原材料の高騰に伴って物価が上がって仕入れが大変だとか、それから、今後、ナフサの供給の問題もあって、国のほうでは足りている、でも事業者側は不足しているということの認識のずれについて、今後の不安など、そういった相談があるとは伺っております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 部長の答弁で、商工団体との意見交換の中で、いろいろお話が出ているというお話でした。

私たち共産党議員団も、中小業者の皆さんあるいは医療機関の皆さんと懇談をして、どういう状況かというのを交流したわけですがけれども、深刻なんですね、やはり売上げが減少している、あるいは町も言ってますけれども、資材の仕入れ、部品の入手が困難で、さらに価格が高騰している。

あるいは、建設業者の人なんですけれども、仕事はあるけれども、材料の在庫が少なくて現場に行くのが非常に不安だと。あるいは、病院関係の人からは、やはり医療用具の入手が困難になってきている、価格高騰もあるということで、冒頭にも言いましたけれども、このままだと医療の体制が非常に厳しくなってくるというお話もされました。あるいは、小売業の方だと、やはり包装資材が高騰していて大変だと。

問題は、深刻なのは、資材や用品の物価高騰があっても、それを実際にお客さんに価格に転嫁するのが非常に困難だという、そういう悩みも出されているわけですがけれども、そういった点で、町としても、商工業者だけでなく、今度のナフサ問題というのは、冒頭でも通告で言いましたけれども、業者だけではなくて医療機関、あるいは農業者も燃料を使うということで、全ての業種、業界にわたって、非常に困難な状況が深刻になってくるというふうに思いますので、その辺について、もう少し町としても積極的に、商工会あるいは医療機関、あるいはそれ以外のいろいろな団体を訪問して、現場の状況をしっかり聞き取るという必要があるとい

うふうに思うんですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（藤岡章夫君） 町としてということでございますが、先ほど町長が答弁しておりますとおり、やはりなかなか、国や県では既に相談窓口を設置しているという状況下です。そういった中で、町で設置する考えはないというところでございますが、日々情報が変わっておりますし、また、国のほうでは、先日、こちらの中東情勢に関するものを含めた補正予算が成立しております。

また10日の日ですか、宮城県のほうでも総額180億円の中東情勢関係含めた補正予算を、今度の開会する県議会、6月県議会のほうに提出するというようなことが発表されております。

そういった状況も見ながら、町としてできることということでございますが、今回の件につきましては、非常に広範にわたって、各事業者のみならず、中小企業のみならず、個人事業主の皆様、農業者、漁業者、ほとんどの方に影響するということもございますので、国や県の動向を見ながら適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（永野 渉君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 今、部長がおっしゃったように、非常に今度の影響というのは、業者だけではなくて、本当に幅広い影響があるというふうに思いますので、そういう幅広い、皆さんの困難な状況を一番つかみやすいのは、国ではなかなか現場の声ってつかみづらいし、県だってなかなか、利府町の中のそういう困難な状況というのはつかみづらいと。利府町だけではなくて、35市町村あるわけですから。

そういった点で、利府町の中の広範な人たちのそういう困難な状況というのは、一番つかみやすいのはやはり町だというふうに思いますので、そういう点で、もう少し町として現場の声を聞く努力が必要かなというふうに思いますし、補正予算のお話、県で180億円と言いましたか、国全体で3兆円というやつですね。あれの宮城県の分として180億円、これをどう使うかというのは、それぞれの市町村から声を上げていくということが必要だと思うんですけれども、具体的には、地域の中でどういう声が、要望があるのかというのを、町はしっかりと聞き取っておいて、それをまとめて集約して県に申入れをしていくということによって、やはり的確で即効性のある支援策が県としても策定できるのではないかなというふうに思いますので、広範囲な声を、スタッフが少なく大変ですけれども、広範な声を拾い集めると、集約するという努力は、もう少ししてもいいのかなというふうに思いますので、その辺についてどうでしょうか。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（藤岡章夫君） お答えいたします。

町として何もしていないわけではございませんで、先ほど言いましたけれども、各商工会さん、農業協同組合さんなど、こういった状況か聞き取りを行っております。また、最新の情報としまして、昨日も七十七銀行さん、それから仙台銀行さんにも相談状況を確認しております。

そういった中では、まだ経営状況に跳ね返ってきているというところが、そこまで多くはなく、融資の利用も、そこまでコロナ禍よりも多いと、そういう状況ではないということは確認しております。

町としても、いろいろな関係団体、町内の産業振興協議会だったり利府松島商工会、それから先ほど言った団体など、いろいろなところを確認しながら、適切な支援に努めてまいりたいと思います。

それから国の補正予算につきまして、先日経済対策も含めてありますが、そういったものの活用も含め、県でも、今回農業関係についても補正予算が入っておりますので、いろいろな部分の支援状況、融資も含め、そういったものを勘案しながら検討してまいりたいなと思っております。

○議長（永野 渉君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） じゃあ（2）に行きます。

（2）は、支援の、町としてどのような支援をするのかという中で、特に売上げが入ってこないということ、あるいは原材料が高騰するということで、やはり中小業者の皆さんは、やはり運転資金が非常に困難になる事態が起こり得る可能性が非常に強くなってきているわけですが、そういった中で、町の融資制度の要件の緩和あるいは返済の猶予とか、あるいは小口の緊急融資のような制度も策定するという必要だというふうに思いますけれども、その取組についてどうなのかという質問でしたけれども、答弁としては、国や県の支援策の動向を注視をするということでありました。

ただ、国や県の、特に国ですね、国の支援策の動向ということをここで述べているわけですが、国の考え方というか、今回の原油危機については、まだ国としては原油危機は、原油はあるんだと。それから、ナフサも必要な分をしっかりと日本は確保しているから心配ないということで、ただ、途中で何か目詰まりをしているだけで、そこを正していくということが必要だということで、そういう国としての認識なので、業者の皆さんの本当に困難な状況について、的確に支援をするという段階に、まだなっていないなというふうに思います。

そういった点で、国の認識と実際の現場の現状、状況とのギャップが非常に大きいというこ

とで、なかなか国の支援策の動向を注視していたのでは、的確な業者の支援策が出ないので、そういった点で、町として何でもできるかということはなかなか難しいと、財源も限られているわけですが、当面、県の180億円がどういう形で各自治体に振り分けられるか分からないんですけれども、それが来るまでもう、結構、6月中に結構資金繰りが厳しくなってきているという業者の方もいらっしゃるというふうに思いますので、そういう方に対して、町として、財源としてはふるさと納税もありますし、いろいろな基金が、少なくない基金が一応確保しておりますので、そういう基金などを活用しながら、町独自で緊急に中小業者の資金繰りについての支援というのも検討してもいいのではないかなというふうに思いますけれども、その点についてどうでしょうか。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（藤岡章夫君） お答えいたします。

町独自の支援ということで、繰り返しになりますが、やはり国のほうでも補正予算しているというところがございます。国のほうで何もしていないというわけではなくて、ホームページなど、相談窓口も開設して、きちんと対応しているという状況でございます。

それから県のほうでも、2月のホルムズ海峡の封鎖以来、すぐに相談窓口を開設して、いろいろな支援策をしております。また、セーフティーネットとか、町長の答弁のとおり、いろいろな形で経済的、経営的な支援も行っているところがございます。

今回、県の補正予算につきましては、各項目様々なものが入っております。それは、町を経由するのではなくて、直接県から各企業の皆様、個人事業主の皆様の支援をするようなものも多く含まれておりますので、そういったものを見ながら、内容は町でできるかどうか、今後検討してまいります。

ただ、繰り返しになりますが、非常に広範にわたって影響があります。プラスチック製品など医療現場でもそうですし、農業、漁業、何でも道具類が非常に入手しづらくなっている。それから、食品関係であればトレイ関係だったり、ラップ類だったり、様々なものがありますので、支援を絞ってするのがなかなか難しい状況となっていますので、そういった国や県、商工会、様々な団体の支援を見ながら、今後何ができるか、町独自も検討していきたいなというところがございます。

○議長（永野 渉君） ただいまの指名に当たりまして、部長の名前を間違ってしまった。

産業経済部長ではなくて経済産業部長でした。失礼しました。

土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 12時ですね、もうすぐ。あと15分ぐらい我慢してください。

（3）に行きます。

中東情勢の影響で、深刻になってきている中で、町として独自の対応ができるかなというふうに思いますけれども、個人住民税あるいは法人住民税、それから固定資産税、固定資産税の中には、業者の皆さんの償却資産税というのも入っていますし、あと国保ですね、国民健康保険税の支払い、これが、やはり運転資金が最優先でございますので、こっちのほうの支払いが少し困難になってくるという可能性もありますので、そういった場合、町として何らかの手だてをすることができないのかという質問でございます。

答弁としては、国や県の支援制度の動向を注視するということで、町長の答弁では、それぞれの住民税にしろ、国保にしろ、地方税にしろ、災害が起これば減免制度があるということをおっしゃいましたので、そういう制度を活用するということも含めて対応する、してほしいなというふうに思いますけれども、今回のこの物価高騰による不況といいますか、経済状況の深刻さというのは、前回のコロナの時は、飲食業とかあるいは観光事業、それから旅行関係の公共交通が、結構経営が危機に瀕していたわけですが、今回は、今までもいろいろありましたけれども、ほぼ全ての業界、事業者に影響があるということで、非常に本当に深刻だなというふうに思います。

そういう中で、地域経済を支えるためには、地元の中小企業を含め、事業者などの経営を守るために、町として支援をする必要があるというふうに思いますけれども、そういった点で、特に国保の減免というのは、国がやらなければなかなかやりづらいというところもありますけれども、当面、緊急事態的に、町の減免制度も町長が認定すればという減免規定があるわけで、そういうものを幅広く活用しながら減免を実施するということもできるのではないかなと思いますし、やはり、中小業者の皆さんは、3年前、4年前のコロナのときの国保の減免というのが非常に助かったという声が非常に多かったわけで、そういった点で、町としてできる範囲内の減免制度を緊急に活用すると、そういう検討をするということも必要だというふうに思いますけれども、その点についてはどういう見解でしょうか。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（千田耕也君） お答えいたします。

今、減免制度についてのお話がありました。利府町町税条例で減免について規定しております。その中で、「その他町長が認める場合」というものは、この減免条例の中には入っておりませんで、減免するのに該当するものにつきましては、基本的に、災害等で被害があった場合

に減免ということになりますので、今回、この利府町町税条例を読む限り、ナフサで事業者がダメージを受けている分については該当してこないということになりますので、よろしくお願いします。国保もです。

以上です。

○議長（永野 渉君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 町税条例上では、災害に準じた事態があれば減免するという。それを町長が認める、災害に準じた事態があつたので減免するということを認めると。関係ないの。町長認めなくたっていいよ。認めなくていいの。町長が認めなくても減免できるということ、災害があれば。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（千田耕也君） お答えいたします。

減免できるものというのがあります。減免できるものについては、災害等で被害を受けたものについては減免の対象になるものということになります。先ほど、その他町長が認める場合というのが、いろいろな条例でついでいたりするものがあるんですけども、利府町の町税条例では、その他町長が認める場合という文言がございませんので、ナフサで、例えば事業が著しく損失になったということであっても、その減免については該当がしないということでございます。

以上です。

○議長（永野 渉君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 条例上そうになっているかも分からないけれども、実際には、3年前にコロナで減免されているわけですから、災害に準じたのがコロナだったと思いますけれども、今回の中東危機、原油危機というのも災害準じた状況かなというふうに思いますけれども、いずれにしてもこれは、じゃあ国が決めれば、町もそれを、コロナもそうだったんですけども、踏襲するということなので、やはりそういう声を、国保の減免規定、あるいは住民税の減免規定を、減免を実施するように、町村会長通じてかな、県とかあるいは国に申入れをしていくという、そういう取組をぜひしてほしいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（藤岡章夫君） お答えします。

支援のお話ということでございますけれども、今言ったような税の関係の支援など、難しいところもありますけれども、一方では、今日の河北新報でも東北の景況感、景気は回復、上向

いていて、企業さんは上向いているという情報もあります。それから、最近の株価の動向などを見ても、大企業ではございますけれども、そういった状況もあります。

ですので、一概に、今回のですぐに慌てて支援することなく、きちんと国や県の状況を見ながら、その都度、町の状況に合わせた支援を考えていきたいなと思っております。

具体的には、例えば融資、現在振興資金の融資などもありますけれども、そういった内容も見ながら融資枠をさらに拡大するなど、そういったことも含めて検討してまいりたいと思っております。

○議長（永野 渉君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） じゃあ（4）に行きます。

町が発注する公共事業ですね、そして、その中で特に契約年数が複数年、5年とかあるいは10年とか委託をしている部分、指定管理とか、水道事業もそうですけれども、そういう長期間にわたって契約して委託をしているところに対する、今回の原油危機において、様々な物価高騰を含めて経営にね、契約金で賄い切れない可能性が出てくるという可能性があるわけですが、それに対する対応について、どうするのかということを質問しているわけですが、当局の対応としては、そういう実態があるということは分かっているわけで、物価高騰とか資材不足があるということは認識しているわけで、長期の契約の委託業者も、そういう状況に陥っているというふうなことを踏まえて、今後、それぞれの委託業者とヒアリングを行うというお話でしたけれども、複数年契約の委託業者というのは、すごく今増えてきているわけですが、恐らく10者近くあるというふうに思いますが、そういった長期間の委託をしている業者とのヒアリングというのは、今後どういう形で、全ての長期の委託の業者に対応していくのかどうかも含めて、どういう形でこのヒアリングを行っていくのか、その辺について説明をお願いします。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

複数年にわたる契約で契約金額が変わる要因があった場合ということで、契約書の内容にも、著しく経済情勢が変わった場合等については協議をするというような文言がございますので、こちらに基づきまして、全ての契約、これについて発注者と受注者が協議をするということになってまいります。

以上です。

○議長（永野 渉君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 全ての発注者と、そういうヒアリングをするという答弁でしたけれども、複数年契約の委託というのは、以前はそれほど多くはなかったんですけれども、今非常に増えてきて、図書館もそうですし、水道事業、あるいはPFIを活用した町営住宅の建設、あるいは給食センター、スポーツ施設、児童館、学童とか、本当に10者近くの事業者がいるわけなんですけれども、そういう中でヒアリングをするというのは、なかなか難しいというふうに思うんですね。

つまり、契約金の中にどれだけ上乗せされていくかというのを、緻密にやはり計算をして、支払い金額をどれだけ増やしていくかを検討しなくちゃいけないし、業種によっても、水道事業だと原材料費がすごくかかる部分、あるいは町営住宅もそうですけれども、かかる部分、あるいはそういう原材料費はかからないけれども、いろいろな役務の委託ということで、非常にちょっと複雑なんですね、単純にヒアリングといっても。

そういう中で、契約金額を上乗せしていくというのは、非常に適正に上乗せしていくというのは非常に難しい判断を迫られるわけだと思いますし、あるいはは、口頭で話を聞くだけでなく、やはりいろいろな書類を業者にそろえさせて、それをこっちの当局のほうでは分析しなくちゃいけないというわけで、そうすると10者も、契約金額大きいですからね、例えば水道事業だと10年分で30億円ですから、水道だけじゃないよ、図書館だってそうだけれども、金額が大きいし、なかなか精査するというのは大変だと思うんですね。

もちろんそれは、やるのは当局の担当部署の方がやるというふうに思うんですけれども、膨大な資料を短い期間の中で審査して、ヒアリングして審査をしていくというのは、なかなか大変だと思うんですけれども、その辺については、しっかりやれるということについては、どういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

様々な種類の発注形態がございまして、工事については、そもそも契約時からスライド条項というものが用いられております。それにつきましては、契約時の労務、あとは材料と、実施した時点での金額に差異がある場合は、スライドをして変更契約をして構いませんよというような条項でございます。

あと、ほかのものについても複数年契約というものがございしますが、基本的に、契約時には積算内訳というものを出示していただいていますので、それというのは、もう単価まで、各種単価までを表示したもの、それと現時点での差異について確認することができますので、それに

については契約書条項にも載っているという回答をさせていただいておりますが、契約条項に基づいて協議をしなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 様々な業種が長期の請負契約を結んでいるわけですがけれども、部長の話だと、工事についてはもともとスライド条項があって、原材料とか、あるいは労務費とかのスライドする規定があるんだということで、あるいは、そのほか役務の、図書館とかそんな感じだと、学童とか、児童館だと思いますけれども、役務についても契約の中にそういった、様々な経費が上がったときには上げてもいいというのかな、スライドさせてもいい的な何か文章が入っているというお話だったんですけれども、いずれにしても、適正なスライド率あるいは適正なスライド額を上乗せするという判断をするための基準というのは公表されて、公表というかな、我々も含めてみんなが見られるような適正な基準というものはあるわけですね。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

明確な基準というものは存在しませんけれども、実際、契約時100円だったものが150円で、その事業者が材料屋さんと締結したという場合については、もう間違いなく50円の値上がりしているわけですから、書類上でそういったものを確認するようになります。

以上です。

○議長（永野 渉君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 長期の契約期間で、どういう形でスライドさせていくのかということを個別に聞く時間もないし、聞く資料もないんですけれども、1点だけ、ちょっと心配なのが、やはり一番我々に身近な町営住宅の新築、誰が答えるのかな、まさに今、本当最悪のタイミングかなというふうに思いますけれども、大手のトイレ業者、トイレを造っているとか、あるいは風呂を造っている業者が受注しないとかなというお話もありましたけれども、トイレ、風呂、あるいは内装業で、冒頭言いましたけれども、合板の枚数が出さないとか、不足しているとか、あるいはペンキがないとかという、今本当に、建築業界非常に困難な状況の中にあるわけですがけれども、そういう中で、今年度1棟建てるわけですがけれども、3棟で3年間か4年間にわたってですがけれども、一応31億の契約金額で、PFIで橋本店にお願いをして建築するという事になっているわけですがけれども、こういう、いろいろ建築資材が上がっている中で、町営住宅の3棟の町営住宅は、当初の契約どおりに建築できるのかどうか、その辺についての町とし

ての見通しは、今どういう見方をしているのかだけ伺っておきます。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（福島 俊君） お答えいたします。

町営住宅建て替え事業につきましては、現在、第1工区を、南側の建設工事を鋭意推進しているところでございます。進捗につきましては、現在遅延はございません。事業工程どおり進めております。

ですので、第1工区となります敷地南側、第1号棟30戸につきましては、予定どおり来年の2月に完成予定でございます。

4月に、ユニットバスが入らないとかという話もちよっとあったんですが、現在は回復して、問題はございませんということでございます。ただ、2工区、3工区はこれからですので、これからの調整次第ということになります。

○議長（永野 渉君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 長期、これも3年か4年、5年ぐらいにわたってなのかな、PFI契約しているわけですがけれども、そういう点でいうと、これはスライド条項もPFIの委託契約の中に入っているというふうに思っているんですか。

つまり、31億より増える可能性も非常に強いと。今物価が、塗装会社、業塗装業界で1.3倍、1.4倍に塗料が上がるということもマスコミで報道されていましたがけれども、そういう意味で、正規の、正規というか契約31億だったと思いますけれども、契約金額をかなりスライドして上乘せされる可能性もあるというふうに考えてよろしいんでしょうか。よく分からないよね。難しいんだけど。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（福島 俊君） お答えいたします。スライド条項の適用につきましては、適用しておりますので、今後、第2工区につきまして、そういう状況であれば、特約、事業契約の約款に定めておりますので、それによって、まず事業者から、このぐらい上がりそうなんだという相談があれば、当然真摯に対応していくことになると思います。

以上です。

○議長（永野 渉君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） じゃあ不登校の、教育長、部長、よろしくお願いします。

まず（1）の不登校の人数について、ちょっと聞いたわけですがけれども、令和2年度が32名で、これが令和7年度には94名になっているということでありました。割合にすれば3倍とい

うふうに、単純に考えれば3倍になるわけですね。

だから、不登校児童生徒が、令和2年だから5年間で3倍になったということで、見る人によっては、利府町は相当この不登校の事態が深刻になっているなというふうに受け止める方もいらっしゃるかもしれませんが、1つは、答弁では2年度が32人で、7年度は94人というお話で、いろいろ町として取組はしたんだけど、この人数がこういう形で3倍に増えていることについては、ちょっと見解を述べなかったんですね。

その点については、3倍に増えていることについて、どういうふうに教育委員会として考えるかということを伺います。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

令和2年度から約3倍ということでございますが、これは、ずっと毎年毎年増え続けているわけではなくて、減っている年もございますが、長いスパンで見れば3倍というふうになるのかなと思いますが、やはりその原因としては、対策は答弁で申しましたように、相談員を新たに配置したりと、いろいろな手だてを打っておりますが、やはり不登校の要因、原因というのが、かなり多岐にわたっておりまして、例えば学校で人間関係がこじれたからだけとか、そういうわけではなくて、いろんな要因が絡み合っているというのが、そしてあと学校だけではなかなか見えてこない家庭的な問題であるとか、そういうものがかなり増えてきているのかなという捉えでおります。

以上です。

○議長（永野 渉君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 私、2年と7年と比べて3倍になったから、これ大変だなんて思っていないですよ、実は。というのは私、2年前の9月に不登校の質問しております。議事録多分読んでいますけれども。そのときは、令和5年度の不登校児童生徒数は119名いたわけですね。

それが、そのときの質問では、コロナ時の倍の人数になっているというふうに教育委員会に言ったんですけれども、6年度以降は、そういう形ですごく増えてきているので、6年度以降、去年から、不登校児童生徒の全員のアセスメントシートを作ったり、そして現状と対策はみんなの力で、みんなというのは他人も含めて、ソーシャルワーカーとか、ケースワーカーとか、あと、新しく不登校専門家もいるけれども、みんなの力で、総力戦で対応した結果、私は減少に向かっているのかなというふうに思っているわけですね。

ですから、5年度の119名と比較をすれば、7年度は減ってるわけですよ、1割ぐらい、2割ぐらい減っているのかな、94人ですから。そういう点では、2年間では、長いスパンでは3倍になったけれども、短いスパンというのかな、3年間を見れば減っているわけですよ、減少傾向にあるということで、そういう点では、この2年間、様々な不登校対策の取組をしてきたというふうに思うんですけども、その点については、教育委員会としてどういうふうに受け止めていますか。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり、様々な対策を講じてまいりました。繰り返しになりますが、専門員の配置であったり、それから学校内での様々な取組であったり、それから、例えば担任1人に任せるのではなくて教員が複数で対応したりと、やはり、不登校児童生徒に関しましては、例えば10人いれば10通りの理由があるかと思います。単純には割り切れない部分もございますので、個に応じた指導を、教育委員会、そして各学校で苦勞しながらもやっているところでございます。

以上です。

○議長（永野 渉君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 教育委員会の努力を私は評価しているわけですけども、6年度、7年度、8年度と、スクールケースワーカー、あるいはソーシャルワーカー、あるいは不登校専門員とか、いろいろやったり、あと学校の中で、いろいろな不登校児が通えるようにした教室とか、あるいはケアハウスとか、かなり密度の濃い対応をしてきたというふうに思います。

これらの施策によって、不登校の解消につながったケースがあったのかどうかということなんですけれども、その辺の、不登校児童生徒が、不登校だったけれども、これらのいろいろな取組をやって、年度内で登校ができるようになったといったような前向きな変化というのは、今現在、進行中ですけども、6年度と7年度を見て、そういう前向きな不登校の改善につながったというケースというのは、結構あるわけですか。その内容について伺います。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

数値といいますか、データ上、それはなかなか表れづらいものなんですけれども、実際に、全く来なかった児童生徒が、例えば別室への登校ができるようになった。別室というのは、例えば不登校傾向の児童生徒が集まる、そういう教室を設けている学校もございます。それから、

保健室であったり、養護の先生が対応したりと。それから、例えば放課後に短時間ながらも登校できたりとか、改善が見られる児童生徒はたくさんおります。

そして、やはり学校現場にとっては、不登校の改善というのは、すぐには改善できないというのが、やはり苦しいところではあるんですが、文科省のほうでも、学校に来ないことは悪いことではないという方向に今、動いております。

そう考えますと、例えば不登校の児童生徒、そして、例えばケアハウスに通った児童生徒が、例えば環境ががらりと変わって、高校に進学したときに、実際に高校ではしっかりと通えるようになったという子も実際おります。

ですから、やはり長いスパン、長い目で、この不登校児童生徒の改善というのは考えていかなきゃならないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 行きたくなる学校についてですけれども、不登校児童というのは94人ですから、全体からすれば二、三%、全体の児童数からすればそうなんですけれども、不登校児童生徒のアンケートというのを、全国的に取った団体があるわけなんですけれども、主要は3つです。勉強は分かるけれども授業が合わない、先生との関係、学校のシステムの問題があって学校に行きたくなくなったという子供たちが多くいますけれども、それらを含めて、行きたくなる学校づくりとして、町はどういうふうな考え方を持ってつくろうとしているのか伺います。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

行きたくなる学校づくりというのは、内容としましては多岐にわたるかと思います。ただ、やはり学校生活の大半は、子供たちにとって、やはり授業でございます。学力がなかなかついていけず、授業が分からず不登校になる児童生徒も実際おりますので、教育長答弁でも申しましたが、分かりやすい授業づくり、あと生徒指導と授業づくりというのは両輪でございますので、温かいそういう人間関係づくり、学級づくり、それが最終的にはやはり必要になってくるのかなというふうに思います。

各学校で、目指す学校像というものを各学校で掲げております。多くの学校でよく見られるのが、あしたも来たくなる学校、楽しい学校、それを目指す学校像にしようという、先ほど私が答弁した内容とも、それはリンクしてくるのかなというふうに思います。

ただ、不登校児童生徒については、やはり、すぐに教室に入って勉強というのはなかなか難

しい状況なので、段階を踏んで、別室登校であるとか、そういうやはり段階的な対応が必要になってくるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 以上で、8番 土村秀俊君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩します。

再開は、13時25分とします。

午後 0時26分 休 憩

午後 1時22分 再 開

○議長（永野 渉君） 時間前でございますが、全員おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 報告第3号 専決処分の報告について

○議長（永野 渉君） 日程第3、報告第3号専決処分の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。14番高久時男君。

○14番（高久時男君） 1点だけお願いします。

事故なので、それはやむを得ないんですけども、相手方がミヤコーバスとなっていたので、まさかバスにぶつけたとは思わないんですけども、その状況をもう少し詳しく教えてください。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。財務課長。

○財務課長（小野寺厚人君） お答えいたします。

こちらにつきましては、役場南側の町民広場の駐車区画内で職員が公用車を駐車する際に、待機中のm o b iの車両に接触してしまったというところでございます。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 高久時男君。

○14番（高久時男君） m o b i って町の所有物じゃなかったでしたっけ。その辺のちょっと状況を教えてください。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。財務課長。

○財務課長（小野寺厚人君） お答えいたします。

m o b i の車両につきましては、株式会社ミヤコーバスの所有ということで伺っております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号専決処分の報告についての報告を終わります。

日程第4 報告第4号 継続費繰越計算書について

○議長（永野 渉君） 日程第4、報告第4号継続費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第4号継続費繰越計算書についての報告を終わります。

日程第5 報告第5号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（永野 渉君） 日程第5、報告第5号繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。7番金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 1点だけ。これ商品券のことだと思うんですけども、差額に関しては、多分もう使っているということだと思うんですけども、まだ受け取れていない、商品券を受け取れていない世帯、個人含めてどのぐらいあるのでしょうか。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。商工観光課長。

○商工観光課長（石垣伴彦君） お答えします。

商品券の配布状況ということでございますが、全体で1万4,079世帯に対して郵送しておりますが、現在、配布済みが1万4,553世帯でございます。残りの166通が、宛てどころなしということで、まだ配布できていないような状況でございます。配布率としましては98.9%です。

すみません、世帯数での答弁となります。よろしくお願いします。

○議長（永野 渉君） 7番金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） この商品券の予算のときにも出たと思うんですけども、受け取れない

場合、いろいろな方策をするというお話なんですけれども、どういうふうな対策を取っているか、お聞きしたいと思います。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。商工観光課長。

○商工観光課長（石垣伴彦君） 配布できない方への対応ということでございますが、現在、役場のほうに166通が戻ってきているような状況でございます。現在もゆうパックでの配送でございますので、郵便局の保管期間が7日間ということがございまして、その期間内に受けられないということで、昨日も2件、取りに来ていただいているような状況でございます。

この166通につきましては、商工会と連携して、現地確認等々でお伺いをして、少しでも皆様に配布していきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野 渉君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第5号繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

日程第6 報告第6号 事故繰越し繰越計算書について

○議長（永野 渉君） 日程第6、報告第6号事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。14番高久時男君。

○14番（高久時男君） これも説明ちょっと求めたいんですけれども、堤わきから湧き水という表現なんですけれども、湧き水なのか、堤内のため池の水が流れてきたのか。普通だったら、堤が壊れて、ここから水が流れてきたら、これ事故なんだけれども、堤から下流のわきから例えば湧き水が発生したのか、それとちょっと状況違うので、その辺の説明お願いします。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（佐藤真文君） 湧き水、湧水の状況ですけれども、こちらに関しましては、地下水のほうから湧き出てきてまして、堤からではなくて構造物の脇の土壌のほうから出てきております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 14番高久時男君。

○14番（高久時男君） 地下水ということなんですけれども、それは本体のためにいる水から、

わきを通して流れてきたという状況じゃないんですか。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（佐藤真文君） お答えいたします。

湧き水なんですけれども、ため池の本体工事、構造物のほうが終わりました、それからため池の水のほうをため始めまして、そちらのほうが影響してきて湧水のほうが起こったと考えております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第6号事故繰越し繰越計算書についての報告を終わります。

日程第7 報告第7号 水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（永野 渉君） 次に、日程第7、報告第7号水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第7号水道事業会計予算繰越計算書についての報告を終わります。

日程第8 報告第8号 下水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（永野 渉君） 日程第8、報告第8号下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第8号下水道事業会計予算繰越計算書についての報告を終わります。

日程第9 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（永野 渉君） 日程第9、承認第2号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。11番浅川紀明君。

○11番（浅川紀明君） 条例改正の概要のところ、条例改正の理由が述べられています。軽自動車の環境性能割、これが廃止になったのだとか、そういう話があるんですけども、これが令和8年度の一般会計予算の歳入に何らかの影響を及ぼしますか。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。税務課長。

○税務課長（佐藤瑞穂君） お答えいたします。

当初予算のほうの影響がありますかどうかとの御質問かと思いますが、当初予算を計上した際には、こちらのほうまだ正式決定しておりませんので、歳入といたしまして、環境性能割のほうの歳入を見込んで計上をしているところでございます。

こちらのほうは、県と国のほうとの調整がまだ整っておりませんので、整い次第、補正予算のほうで計上させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） よろしいですか。そのほかありませんか。7番金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 国保税の課税限度額の変更のところでお聞きしたいんですけども、課税限度額の年間上限額引上げによって、高額所得者が少し払うことになる、課税になるということもあるんですけども、その軽減の割合のところ、この改定によって、課税限度額と軽減で新たに対象になる方、要するに、減額幅が広がるわけで、限度額が上がるはずなんですけれども、新たに対象になる方って何人ぐらい、2割と今回は5割でしたっけ、だと思うんですけども、何人ぐらい想定しているのか、お聞きしたいと思うんですけども。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。税務課長。

○税務課長（佐藤瑞穂君） お答えいたします。

こちらの改正、先ほど議員さんおっしゃったとおり2種類ありまして、課税限度額の引上げの部分と、あとは軽減を受けられる世帯の拡大という部分になるんですが、まず1点目の課税限度の見直しということで、限度額を上げることによりまして、高所得者の方に御負担をいただくという趣旨の改正になりますが、こちらは令和7年の当初賦課時点でお調べいたしましたところ、こちらの改正により影響を受ける世帯は1世帯というふうになっております。

続きまして、2点目の軽減を受けられる世帯の拡大、2割だった人が5割になったり、今まで軽減がなかった人たちが2割になったりというところなんですけれども、大変申し訳ありません、こちらのほうは算定中ということで、こちらのほうの数字を持ち合わせておりませんので、確定次第またお知らせさせていただきたいと思います。

御了承ください。

○議長（永野 渉君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより承認第2号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第10 議案第30号 利府町町税条例の一部を改正する条例

○議長（永野 渉君） 日程第10、議案第30号利府町町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第30号利府町町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第31号 利府町特定復興産業集積区域における固定資産税の課税

免除に関する条例の一部を改正する条例

○議長（永野 渉君） 日程第11、議案第31号利府町特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第31号利府町特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第32号 利府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を

定める条例及び利府町特定教育・保育施設及び特定地域

型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改

正する条例

○議長（永野 渉君） 日程第12、議案第32号利府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び利府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。7番金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 保育事業の施設基準の変更だと思うんですけども、何回見ても、やはりこの数、条例の変更前と後というのを読み砕けというのはなかなか難しいです。さらに、結構多いので、これ私A Iで見ましたら、ちょっとこれが正しいかどうかなんですけれども、後で説明いただきたいんですけども、まず、3歳以上限定の小規模保育事業についてはA型の基準になるということでもいいんですよ。要するに認定保育園と同等の基準になるという、要するに質がよくなるというふうに思いました。

それから、3歳以上の定員については定員オーバーでもよいという規定になるんでしょうか。そこだけちょっと分からなかったんですけども、具体的に、申し訳ありませんが、ここの2点のところだけでいいので説明いただきたいと思います。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。子ども支援課長。

○子ども支援課長（加藤典子君） お答えいたします。

初めに、3歳児限定事業につきまして、A型を基準とするのかというお答えになりますけれども、そちらはA型を基準といたします。そちら、A型基準ではございますが、3歳児、5歳児の体の大きさによって平米数が異なる。また、保育施設、遊戯施設を設ける設備基準が設けられております。

続きまして、3歳以上定員オーバーでも大丈夫でしょうかという御質問に関しましては、定員は19名までとなっておりますので、そちら6名から19名で定員のほうは定められることとなります。

以上です。

○議長（永野 渉君） 7番金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 非常に条例難解なので、私のようにA Iで簡単に対比表というのをつくれると思うので、ぜひ説明、分かるような説明文章をつくっていただきたいという、これは要望ですけども、できるでしょうか。

○議長（永野 渉君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（堀越伸二君） お答えいたします。

条例の説明資料につきましては、総務のほうと今後も協議をしながら、こういった形で体裁が整えられるか、ほかの条例等もございますので、今回、この条例だけではなく、先ほどの税条例については、もっと難解な条例になっておりますので、こういった形が体裁的に整えられるのかというのは、総務のほうと協議をさせていただきたいと思います。

○議長（永野 渉君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第32号利府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び利府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第33号 令和8年度利府町一般会計補正予算

○議長（永野 渉君） 日程第13、議案第33号令和8年度利府町一般会計補正予算を議題とします。

質疑は歳入歳出一括で行いますが、分かりやすく簡潔に行ってください。

なお、質疑は1人2問から3問程度とし、それ以上の質疑がある場合には、一巡した後にお願いします。

また、質疑は重複しないように、関連質疑で対応するようお願いします。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。5番須田聡宏君。

○5番（須田聡宏君） では、私から1点お願いします。

22ページ、7款1項3目12節委託料300万円のマンガ等を活用したまちづくり事業支援業務委託料についてお伺いします。

まず、こちらの事業なんですけど、簡単に説明はあったんですけども、こちらの事業の目的をお伺いしたいと思います。

それから内容です。いつ頃またはどこの場所でやる事業なのかというところ、分かりましたらお願いします。

それから、予算の300万円の使い道、使途ですね、どういう内容に使われるのか、今現段階で分かっている内容について、お伺いします。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。商工観光課長。

○商工観光課長（石垣伴彦君） お答えします。

まず、マンガ等を活用したまちづくり事業支援業務委託料の部分の目的でございますが、こちらは、若年層の町外流出や町内企業の人材不足という地域課題に対して、国際競争力の高いアニメ漫画等のコンテンツ産業を活用し、新たな産業創出や人材育成を目指すものでありまして、歳入のほうにも予算計上しておりますが、国の地域未来交付金の採択を受けた事業でございます。

内容としましては、令和8年度におきましては、人材育成の入り口としまして、初心者向けのデジタル漫画体験、デジタル塗り絵体験を実施してまいります。回数としましては、デジタル漫画体験のほうを8回、こちらはt s u m i k i等での開催を予定しております。

デジタル塗り絵体験事業につきましては、4回を予定しているものでございます。こちらはまだ調整中でございますが、イオンさんの大規模な場所で実施していきたいと考えております。

あと使途というところでしょうか。使途というのは、ちょっとすみません、なかなか理解ができなかったんですけれども、内容というか、部分ですけれども、デジタル漫画等の部分でタブレットを活用しまして、子供たちに実際、漫画を書いてもらったり、塗り絵をしてもらうものでございまして、対象としては、町内の小中学生を対象に実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 5番須田聡宏君。

○5番（須田聡宏君） 大分内容について、詳しく分かってきました。

大分、回数も7回ぐらいになるのかと思うんですけれども、まだ詳しいところは決まっていない部分あるかと思います。事業委託ということなので、今300万円の使い道、内訳というようなところでしたけれども、ここは、内容としてはタブレットを使ったイラストとか漫画の体験を事業者さんをお願いしてやってもらうと。その費用として300万円を計上しているというふうに捉えております。

中長期的な見通し、今目的のほうをお伺いして、産業とかそれから人材の育成というところが中長期的な目的、目標になるのかなと思うんですけれども、短期的な目的ももしあれば、今お伺いしたような若年層というのがターゲットになっていると思いますので、小中学生というところをターゲットに、どのような周知をしていくのか、短期的な目標としてはどういうふうになったらいいと考えているのか、お聞かせ願います。

それから漫画、アニメとかそういったコンテンツについては、その属性がやはりありますの

で、その人たちを町内に限ったものなのか、それとも町外、もっと広く集客といいますか、そういう参加者を集めたいと考えているか、その辺のところをお願いします。

○議長（永野 渉君） 以上2点、商工観光課長。

○商工観光課長（石垣伴彦君） お答えします。

短期的な目的の部分ではございますが、まずは、漫画やイラスト制作をデジタルで経験したことのない方に参加していただくことで、まず創作活動への関心を高めることを第一に考えていきたいと考えております。将来的には、中級者向けの講座ですとかコンテストを開催をしまして、コンテスト等についても広く開催をして発展させていきたい考えではございますが、国の内示を受けてるのは、現段階では令和8年度のみでございますので、今後、再度申請等をしていながら高めていきたいと考えているところでございます。

最終的な部分のゴールというんですか、そういった部分につきましては、関係人口の拡大ですとか、あとは雇用の創出とか、企業誘致ですとか、最終的な大目標というものがございまして、こちらでも段階的に熟度を高めていきたいという考えでございます。

以上です。

○議長（永野 渉君） 5番須田聡宏君。

○5番（須田聡宏君） ありがとうございます。

今、コンテストの開催とかというところもありましたけれども、例えば仙台市であれば、いろいろな漫画・アニメのコンテンツで関わっているところがあると思いますが、利府町でも、例えば作家さんをお呼びして、例えば短期間に滞在してもらって、利府町を舞台にした作品を短編でもいいのでつくってもらったりとか、そういったことも多分考えられるのかなというふうに思います。

それから、利府町のほうに観光キャラクターとしてのリーフちゃんとか、キャラクターがおりますので、そういったもののコラボとか、いろいろな形でコンテンツ広げていけるかなというふうに思いますけれども、まず今言ったように、令和8年度だけの予算では、なかなか長期的には難しいと思いますので、まずは8年度に手応えを感じるような取組をしてもらって、それが継続して2年、3年と長期的な、先ほどお伺いしたような内容が実際に進められるようにやっていければなというふうに思います。

コンテストの開催のほかに、例えばアニメなどのコンベンションというかイベントなんかを設置するなんていうこともお考えにあるでしょうか。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。商工観光課長。

○商工観光課長（石垣伴彦君） お答えします。

長期的な部分でのものがございますので、まだ構想の段階ではございますが、国への申請の際に、申請書のほうに記載した内容によりましては、東京の漫画の編集者を地元にお呼びして、そこでの職業体験とか部分とか、そういったものも考えているようです。

あとは、コンテストにつきましても、町内だけにとらわれず、町内外を対象にすることで関係人口ですとか交流人口の増も期待できますので、そういった部分でも実施していければと考えております。

究極の目標としましては、漫画の聖地ですとか、そういったものに利府町がなれば、さらなる推進を図っていくことができるのかなとは考えております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） そのほかありませんか。13番小渕洋一郎君。

○13番（小渕洋一郎君） 私からは、1点伺います。

23ページ、7款1項3目14節工事費340万円。お試し移住体験住宅温浴施設改修工事という説明をいただいたんですけども、どのような工事か、具体的に説明をお願いいたします。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。商工観光課長。

○商工観光課長（石垣伴彦君） お答えします。

今回、温浴施設と記載しておりますが、サウナでございます。既設のサウナのほう、現在、使用できない状況になっておりますので、改修工事を行うものでございます。

以上です。

○議長（永野 渉君） 小渕洋一郎君。

○13番（小渕洋一郎君） サウナの修理ということですけども、その部屋の別の使い方、例えばウオークインクローゼットとか多目的スペースにして、いわゆるサウナが必ずサウナにしなければいけないというところなんですけれども、そこら辺の検討はされたんでしょうか。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。商工観光課長。

○商工観光課長（石垣伴彦君） お答えします。

寄附を受けた施設の機能を適切に維持していくという部分、あとは有効活用を図るという観点から、今回はサウナの改修を行うということで御提案させていただいております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 小渕洋一郎君。

○13番（小渕洋一郎君） これはちょっとした例なんですけれども、私が在外公館に勤めていた

ときに、ある大使がサウナが好きで、大使公邸にサウナを造ったんですけれども、その後にこられた大使は全く使われない、そういう状態がずっと続いておりました。

今回、サウナにするという、お試し体験住宅の中でサウナが使われる頻度ってどのくらい見積もっているのか。また、サウナを使うためには電力を結構使うと思うんですね。室内を例えば90度以上に上げるためには、何分かかって、そしてそれが何日間も続けて使うというものでなければ、かなり不経済なものかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。商工観光課長。

○商工観光課長（石垣伴彦君） お答えします。

すみません、利用頻度等の予測というものは、現在は立ててはおりませんが、電力については、追加の工事等もなく現在の設備のまま利用できるということで、確認は行っております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） そのほか。関連。11番浅川紀明君。

○11番（浅川紀明君） サウナの改修ということなんですけれども、現在お風呂は、入浴設備はあるんですよね。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁。商工観光課長。

○商工観光課長（石垣伴彦君） お答えします。

入浴施設については、別にお風呂として設置してあります。このサウナにつきましては、広いんですけれども、脱衣場スペースの一角に電話ボックスのようなホームサウナ的なものが、古いものなんですけれども置いてありますので、そのものの交換を想定しております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 関連は1問だけ。関連。3番伊藤 司君。

○3番（伊藤 司君） 私も2回ほど内覧させていただいたんですけれども、まず、そのときは若干カーペットも汚れている、あとはピアノの調律もうまくいってない、合わされてない。それと、来賓をお招きすることもあるとお聞きしました。そのときに、サウナにべったりと故障中と張ってあるのは、やはりいかななものかと思います。

それと、できればカーペットなんかも、そのときは少し傷んでいたんで、取り替えられたほうがいいんじゃないかと思います。どうでしょうか。

○議長（永野 渉君） 関連といえば関連だね。追加工事も含めてということです。商工観光課長。

○商工観光課長（石垣伴彦君） お答えします。

内覧をしていただいた際は、令和7年度等の段階だとは思いますが、まず令和6年度の段階で寄附を受けて改修をしておりますが、そちらは施設の機能回復ですとか、そういった部分の最低限の改修を行ってきていたところでございます。

ですので、若干カーペットの汚れとか目立つような状況であったとは思いますが、カーペットにつきましては、令和8年度予算のほうで、一部の二階の部屋になりますが、交換工事等を実施していく予定となっております。

また、我々ももともとある施設が使えない状況であるというところが、利用されるお客様に対して心苦しい部分もございますので、今回、サウナの改修工事を提案させていただいております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 5番須田聡宏君。

○5番（須田聡宏君） 関連をお願いします。

町内には、森郷キャンプ場のところにサウナ施設もあるかと思うのですが、移住の体験者に町のことをよく知っていただきたいというふうなことであれば、当然、そちらのサウナ施設も御紹介して、優先的にそちらも見てもらったほうがいいのではないかというふうに思うのですが、その辺の、何でしょう、町を知ってもらう効果というのを考えたら、そのほうがいいかと思うんですが、いかがですか。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。商工観光課長。

○商工観光課長（石垣伴彦君） お答えします。

まず、移住体験者の方がいらっしゃった際は、町内の案内というものは、当然行っております。移住者の意向に沿った内容でございますので、移住者の方々に応じたオーダーメイド的な案内にはなっておりますが、そういった部分のもちろん案内は実施してまいります、繰り返しますが、現在の機能を維持するという考えに沿いまして、今回提案しているところでございます。

以上です。

○議長（永野 渉君） そのほかありませんか。10番羽川喜富君。

○10番（羽川喜富君） すみません。17ページの3のスポーツ振興費の中の14節工事請負費の198万円あります。そこで総合体育館の講習室外の照明改修工事ということですが、この内容は、どのような形で198万もかかってやるんでしょうか。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（門田唯志君） お答え申し上げます。

工事請負費につきましてですが、こちら総合体育館の講習室と、あと屋内温水プール等のダンススタジオ、こちらのほうの安定器の故障により、照明がつかない、もしくはちょっとちらつくというような状況が出てきておりますので、そちらの2つのお部屋のLED化に向けた工事となっております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 10番羽川喜富君。

○10番（羽川喜富君） 今の内容で、よく説明が分かりました。ただ、そのほかに、今のところLED化を含めて対応しなきゃいけないということの現状があるところはあるですか。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（門田唯志君） お答え申し上げます。

昨年から、いろいろ蛍光灯、2027年に生産中止というところもありますので、蛍光灯の在庫量、そういったものも加味しまして、一応順番を決めながらやっているところではございますが、まだまだ体育館のロビーとかプールのロビー、そういったところもまだまだ、これから順番にやっていかなければならない部分ありますので、今の在庫量を加味しまして、計画的にこれから行っていこうと考えております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 11番浅川紀明君。

○11番（浅川紀明君） 関連で質問します。

なぜ、これが補正なのか、補正予算なのかと。急に何か機材が壊れて、どうしても補正を組まなきゃならないという事情なのか。私は、かねてからそういう不具合があったのであれば、3月の予算審議のときに、一般会計予算の中に含めてしかるべきだったのではないかなと思うんですけども、その辺の事情を教えてくださいということと、それから、総合体育館の照明について言えば、卓球をやるサブアリーナというんですか、あそこのところの照明が、1年ぐらい前に行ったとき、結構複数球が切れた状態だったと記憶しているんです。あちらのほうの照明はもう直っているのか、教えてください。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答え申し上げます。

今回の補正で体育館の照明等の修理をするということでございますが、こちらにつきましては、急に壊れたということではございませんが、今回、補正予算において料金を徴収する施設、

あとはサウナもしかりですけれども、移住定住において、来られた方が一番最初に目にする施設、そのようなところはちゃんとしておかなければならないということで、今回、体育館のほうの照明の修繕ということに至ったわけでございます。

また、体育館のほうのサブアリーナのちらつきにつきましては、昨年中に対応しております。

以上です。

○議長（永野 渉君） そのほかありませんか。1番郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） では、私は1点です。21ページ、6款1項農業費3目の農業振興費18節の補助金540万円、果樹生産拡大推進事業なんですけれども、これ、当初の予算だと89万円でありました。議会初日の説明で、新植等新たに造成されるということで説明あったので、これを行うという申請があつての増額計上ということだとは思うんですけれども、今回のこの補正予算で、何件程度の申請を見込んでいるのかということのと、また、果樹生産拡大推進事業の中の花粉交配省力化事業と環境保全型農業推進事業、それぞれの内訳、件数等、お聞かせいただければと思います。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（佐藤真文君） お答えいたします。

まず、果樹生産拡大事業の今回の補正にかけています補助金ですけれども、こちらのほうですけれども、梨農家2名分の圃場の造成及び新植事業に係る補助金となっております。

まず最初の方は、加瀬字女ケ島地内で事業を予定しておりまして、造成工事としての暗渠設置工事及び盛土工事、あとは慣行栽培での新植を予定しており、事業規模としては約6,400平米で、梨の木256本の定植を予定しております。

次の方は、加瀬字稻荷山地内で事業を予定しておりまして、かん水工事及び最新技術であるV字ジョイント栽培での新植を予定しており、事業規模としましては約1,200平米で、梨の木194本の定植を予定しております。

あとは、当初の予算にありました果樹生産拡大事業の内訳ですけれども、予算額としまして89万2,000円計上しておりますけれども、天敵ダニ購入事業としまして30万計上しております。こちらに関しましては、300アールの面積に関して天敵ダニの購入のほうを、補助のほうを見込んでおります。

もう一つは、環境保全型農業で、コンフューザーの設置補助ですけれども、こちらのほうは320セット分を当初で予算を計上しております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 1 番郷右近佑悟君。

○1 番（郷右近佑悟君） すみません。今の御説明は当初予算のほうの内訳というわけではないですか。私が聞いたのは、補正予算のこの540万円のうちの内訳といいますか、そういったところでお聞きしたんですけれども。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（佐藤真文君） すみません、失礼しました。

540万円の内訳ですけれども、梨農家2名の方に、先ほど御説明しました内容で補助金を出しますので、1人の方が300万円、もう1人の方が240万円の補助金を計上しております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 1 番郷右近佑悟君。

○1 番（郷右近佑悟君） 最初に私が説明でお伺いしたのが、花粉交配とかそれぞれ別々の計上なのかというところでちょっとお聞きしたかったんですけれども、最後の質問になるので、この質問で最後にしたいと思うんですけれども、昨年も補正予算で、この果樹生産拡大の事業費で大きく金額が計上されたということなんですけれども、町内においての申請の需要とか、そういったところを把握して、補正ではなくて当初のほうで見込んでいくというニーズといいますか、農家さん、これからやっていこうかなという方々の動向の把握とかというのはなかなか難しいものなのか、お伺いします。

○議長（永野 渉君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（佐藤真文君） お答えいたします。

今回、補正予算の計上になった理由ですけれども、2人の申請があった方が、今年の3月に事業の相談がありましたので、当初予算には計上できなかったという形になっております。

また、どちらの方も7月末から事業に着手予定があったので、今のタイミングで補正計上となっております。

以上です。

○議長（永野 渉君） まず、執行部の方におかれましては、答弁の不足がないように、質問の意図をしっかりと読み取りまして答弁願います。なお、議員におかれましては、分かりやすく簡潔に質問してください。

そのほかありませんか。12番今野隆之君。

○12番（今野隆之君） 私からは1点お伺いします。

13ページ、6 目情報政策費12節委託料、電話音声自動アナウンス等環境構築業務委託料とい

うことで出ていますけれども、この事業の目的と内容をお伺いします。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（大枝大将君） お答えいたします。

この事業の内容についてでございますけれども、まず役場庁舎、それから保健福祉センター、菅谷台保育所、給食センターといった施設に、外部電話機に電話、通電した際に自動音声のアナウンスを行うこと、それから、その内容を録音することの事業内容になりまして、今回の事業については、その設備設置の事業費になっております。

今回の目的なんですけれども、やはり役場への問合せというのは多岐にわたりまして、実際にこちらとしても、丁寧に受けて、それを答える業務として徹底しておるんですけれども、やはり聞き間違いとか、相手への伝える際に間違いがあってはならないという際に、それを再び内容を確認するというのが今できない状態でありますので、あくまで今回、この事業を行うことで、職員の品質向上、対応の向上を狙いとして、事業として設定しているものでございます。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 12番今野隆之君。

○12番（今野隆之君） 分かりました。これ、いつから実施するのか。それと、導入によって、年間どの程度の業務削減効果を見込んでいるのか、お伺いします。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（大枝大将君） お答えいたします。

この補正予算で御審議いただいて、お認めいただいたら、速やかに事業のほうを進めていくんですけれども、大体2か月から3か月ぐらいかかると見通しております。

この導入の効果についての今後の見通しなんですけれども、やはり実際に録音してアナウンスをするということで、やはり時間外、閉庁時への問合せについてもアナウンスをすることで、お客様に待たせることなく、業務閉庁時間ですというアナウンスも可能ですので、そういった意味では、職員の電話対応について、効率的な事業につなげるために、業務のほうでも効果があると考えております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） そのほか。7番金萬文雄君。関連。7番金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 具体的に、例えば各部署にも電話があって、いろいろなところに、例えば公園だったらここにとかいうのはあると思うんですけれども、これ具体的に、まず私が代表

にかけました。そうすると録音しますというアナウンスとともに、例えば、導入だけですか、導入だけアナウンスするのか、あるいは何課に御要望ですかみたいところで、ボタンを押してそっちにつなげるとか、そういうようなものなのか、どこまで電子アナウンスになるのか、ちょっとお伺いしたい。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（大枝大将君） お答えいたします。

一応、今回の設定の内容ですけれども、各子機につけるわけではなくて、一応、大本のところに設定を行いまして、お客様にアナウンスが流れた後は、今既にもう各部署に直通の電話番号が来ておりますので、そのままお待ちいただいて、内容についてお話しいただければ大丈夫となっております。

以上です。

○議長（永野 渉君） そのほかありませんか。2番皆川祐治君。

○2番（皆川祐治君） 15ページお願いいたします。

2款3項戸籍住民基本台帳費の17節備品購入費、マイナンバーカードで証明書が発行できるマルチコピー機を導入するとのことですが、1つ、導入の目的と期待する効果は。窓口業務の効率化や、職員負担軽減をどの程度見込んでいるのか。そして、窓口開庁時間中に利用する住民への支援体制をどのように考えているのか。

2つ目に、導入による業務効率効果をどのように見込んでいるのか。また、ランニングコストと人件費削減効果をどのように比較検討しているのか。

あともう一つですが、購入費が750万円とのことですが、リース方式等との効果検討は行ったのか。また、購入が最も有利と判断した根拠は何か。

以上です。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。町民課長。

○町民課長（吉田雄一君） お答えいたします。

まず、どの程度の効果がということでございますけれども、こちらのマルチコピー機、ただいま利府町内ではコンビニ交付が大体約年間で1万件で、さきに導入した自治体の事例をちょっと聞いてみますと、約全体の1割から1.5割ぐらいが、庁舎に設置した場合、利用されるというお話をお伺いしておりますので、大体年間1,000から1,500件の利用を見込んでおります。

また支援体制ということでしたが、マルチコピー機周辺などに、説明動画につながるようなQRコードを表示したり、あと、もし分からなければ、町民課なり職員のほうに、ちょっと使

用方法の案内についてお尋ねしていただければ、こちらのほうで支援していきたいというふう
に考えております。

こういった素早い交付サービスを知っていただく絶好の機会にもなると思いますので、そち
らは支援のほう、よりよき支援ということで考えてまいりたいと考えております。

効果というか、リースと購入の比較ということだと思えるんですけども、この事業、まず地
域未来交付金、こちらの国からの交付を前提といたしまして、町の財政負担をなるべく抑えた
形でマルチコピー機の導入をし、サービスを向上させるというコンセプトの下、事業のほう決
定しております。

こちらの未来交付金のほうですが、リースに対して補助金が下りませんので、このたびは購
入ということで対応させていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 2 番皆川祐治君。オーケー。そのほかありませんか。11番浅川紀明君。

○11番（浅川紀明君） 2 つお伺いします。

13ページ、2 款 1 項 7 目の18節負担金、補助等ですね、コミュニティ助成のところでお伺い
します。

先般、企画部長の説明で、国のほうで何か、こちらが申請していた何かが採択されたので、
金が下りるというような説明があったんですが、その辺の詳しいところを教えていただきたい
ということと、あと、それぞれの事業の中身について、例えば一般コミュニティ助成事業、菅
谷二部町内会とか、大町町内会、次の集会所建設事業は、これは想像つくんですけども、そ
れぞれの助成の中身について教えていただきたいというのが1 点目です。

2 つ目は、17ページ。ページの一番下のほう、18節負担金、補助及び交付金で、高齢者補聴
器購入費助成事業ということ。これは、なぜ補正に上がってきたのかということ、理由をち
ょっとお伺いしたいんですけども、購入助成を希望する人が非常に増えて、新たに追加で予
算を組まなければならなくなったのか、その辺の経緯、理由について教えてください。

○議長（永野 渉君） 生活環境課長。

○生活環境課長（鈴木健二君） お答えいたします。

コミュニティ助成事業なんですけど、例年3月に採択となりますので、6月のこの補正の段階
で承認をいただいてからの補正予算という形でやっているものでございます。

その内容についてでございますが、一般コミュニティ助成事業、菅谷二部町内会という記載
のあるものは、例年250万が大体金額となるんですけども、一般的な事務用品、備品とか、そ

ういったものを購入するものとなっております。今年度におきましては、菅谷二部のほうでコピー機、それから物置、AEDなど、そういったものの事務機材を購入する予定としております。

次に、コミュニティセンター助成事業、大町町内会2,000万になりますけれども、こちら先ほど御説明したコミュニティ助成の申請を行って、そちらから来る2,000万円の補助、これは大町町内会の集会所を建設するためにもらう、コミュニティセンター助成事業というものになっております。

その下の集会所建設事業、大町町内会、こちらは町独自の集会所建設に対して助成している補助金となっております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁。健康推進課長。

○健康推進課長（小原晶子君） お答えいたします。

こちらですが、企画部長の補正予算の補足説明でも御説明させていただいておりますが、介護保険の保険者機能強化推進交付金の対象にならないということが判明したことから、こちらは一般会計の高齢者福祉事業の予算のほうに組み替えて計上しているものでございます。

○議長（永野 渉君） 11番浅川紀明君。

○11番（浅川紀明君） 補聴器のほうは分かりました。

一番最初のコミュニティセンター助成云々という件、これも枠組みがどうなっているかということのをちょっと教えていただけますか。コミュニティセンター助成事業というのは、3月に採択されるんだと、そこは分かったんですけども、そもそもコミュニティセンター助成事業というのは何ぞやというところを教えてください。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。生活環境課長。

○生活環境課長（鈴木健二君） お答えいたします。

通常、私たちがこういった集会所だったり町内会のほうで使用する事務用品、備品とかというのを購入する際に、県を通じて、自治総合……、すみません、そういった外郭団体というか、そういうところがあるんですけども、そちらのほうに申請を行って、採択をされたものを町が経由して助成をしているというものでございます。

以上です。

○議長（永野 渉君） そのほかありませんか。関連。4番鈴木晴子君。

○4番（鈴木晴子君） それでは、高齢者の補聴器購入補助事業のほうでございます。

保険者機能推進交付金の対象とならなかったから、一般財源に組替えというふうなことで説明を受けていたところでございますが、こちら、保険者機能推進交付金の中の事業としてやる場合、普及啓発、早期発見、早期対応、フォローアップなどというふうなデータ分析までが1つのくくりとしてやることになっていたんですけれども、これが整ったから私は推進交付金を使うことになっていたのかなと思っていたんですが、これは整わなかったの、今回補助に当たらなかった、助成に当たらなかったというふうな考えなのか、全く別なものだったのかというところをお伺いしたいことと、それから、この整理は、やはり県とかから、国のほうから対象外だったというふうに言われたものなのか、町のほうで判断したのかという部分。

それから、一般会計にしたことによって、少し柔軟性が持たれるのかなというふうに思うんですけれども、その辺制度の内容を検討したのか、そのままやるものなのかという部分。

それからもう一つ、保険者機能推進交付金を今後、これは内容的に本当にいい形でできる事業だと思っているので、やったほうがいいのではないかとというふうに思っているんですけれども、その辺の見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。健康推進課長。

○健康推進課長（小原晶子君） お答えいたします。

まず初めに、こちら高齢者の補聴器の購入助成事業でしたが、当初予算の編成の時点では、高齢者の難聴支援というのが国の介護保険保険者努力支援交付金の評価基準の1つとなっていたということから、介護保険特別会計のほうに計上しておりました。

その後に、県のほうに改めて確認を行ったんですが、こちらまず、今現在、町のほうで行っているのは補聴器の購入費の助成ということで、まだ実際に、今議員さんのほうから言われたような早期対応の部分、またはそのフォローアップ、データ分析、そこまでのちょっと事業の組替えというのが、仕組みづくりがまだできていないということと、あと、そもそも確かに評価指標の1つではあるんですが、この高齢者の難聴支援、この事業自体が介護給付だったりとか、介護予防サービス、こちらの介護保険事業ではなく、例えば高齢者の社会参加や閉じこもり防止、そういったことが目的である高齢者福祉事業の側面が強いんじゃないかということで、介護保険事業としては、今現在町のほうで行っているものは、そぐわないんじゃないかというお話もありまして、そういった県からのお話もあったことから、このまま介護保険の事業として、そぐわないまたは交付金も下りないというものを、そのまま介護保険の特会のほうに置いておくべきではなく、また高齢者福祉事業の一般財源のほうに、きちんと精査をして適切な会

計のほうに組替えを行ったほうがいいんじゃないかということのアドバイス等もいただきまして、今回6月補正のほうで組替えを行ったところでございます。

今後、事業のほうにつきましては、交付金のもらえるような仕組みづくりというのは、ちょっと今すぐはできるというところはお話できないんですが、今後、事業の展開としては将来的には考えて、仕組みづくりはしていきたいなと考えております。

以上です。

○議長（永野 渉君） そのほか。関連。（「答弁漏れ」の声あり）答弁漏れなの。

じゃあもう一回、健康推進課長。

○健康推進課長（小原晶子君） 申し訳ありません。

今回、高齢者補聴器の対象者だったりとか、町のほうの要綱とかには特に変更はございません。

○議長（永野 渉君） そのほか。関連。じゃあ羽川君。

○10番（羽川喜富君） すみません。13ページの、先ほどの負担金の助成の交付金の中で、コミュニティセンターからの助成という形で2,000万出ていますよね。こういう形で、今後、集会所建設の内容で、どういう条件と申請を出せば、この2,000万という金額が提示されるのかということと、あと大町の集会所、これ希望者が多くて、とうとう出来上がるかと思うんですが、今、資材高騰の中で、どのぐらいの金額でこれが最終的に出来上がるのか、もし分かれば教えてください。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。生活環境課長。

○生活環境課長（鈴木健二君） お答えいたします。

まず、こういった、先ほども答弁した一般財団法人自治総合センターというところに、まず申請を行って、この助成を頂くという形になるんですが、まずは、今私たちが相談を受けた際には、認可地縁団体の登録であるとか、総会の総意、議決、そういったものが、まず前提となって必要となります。そういったところを御説明した上で、スケジュールとかを取りながら進めていくという流れで行っているものでございます。

大町町内会の規模的な部分を言うところなんですけど、今回、木造平屋大体140平米ぐらいの集会所を建設するというので、昨年度、見積りを取ったもので今動いております。概算にはなりますが、3,300万ほどかかるというふうに見込んでおります。

ただ、最近のこの物価高騰で大分資材が上がっておりますので、今現在も見積りを再取得して、それを今月、来月あたりまでに県のほうに出して、もう一度見てもらうという流れになっ

ております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 7 番金萬文雄君。関連ですか。金萬文雄君。

○7 番（金萬文雄君） 先ほどの高齢者の補聴器の件で、そうすると今後、一般会計のところで補聴器補助も含めて交付金、介護保険機能支援交付金を目指して、いろいろな取組をしながら適用できるようにするという方向性になるんでしょうかというところですね。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。健康推進課長。

○健康推進課長（小原晶子君） お答えいたします。

そちらのほうの交付金の獲得できるような仕組みづくりというのは、ちょっと目指していきたいなと思うんですが、それを行うまでに、まずその専門機関、こちらのほうは早期発見の体制づくりだったりとか、あとは補聴器専門医による診察、また、その後のフォローアップ体制とか、その辺なんですけど、町独自でできるわけではありませんので、そこを県だったりとか、あとは医師会さんのほうの協力とかを得られれば、こちらの交付金の対象になるような事業はできるかなとも考えておりますので、今後前向きには検討していきたいなと考えております。

○議長（永野 渉君） そのほか。関連じゃないですよ。7 番金萬文雄君。

最後になりますか。ほかの方はいらっしゃいませんね。じゃあ金萬文雄君。

○7 番（金萬文雄君） 1 点お聞きします。

15ページの2 款 3 項 1 目の戸籍住民基本台帳費の備品購入費のところなんですけれども、当初の説明だと、窓口部分で備品を購入するということなんですけれども、700万ぐらいなので、結構大きな買物をするんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その内訳を教えてくださいというふうに思います。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。町民課長。

○町民課長（吉田雄一君） お答えいたします。

こちらの購入費のほうには、本体価格に加え設置工事費、初期設定費、ネットワーク接続料、一部保守料等が含まれております。

以上です。

○議長（永野 渉君） 7 番金萬文雄君。

○7 番（金萬文雄君） 700万のうち、大きい買物って何でしょう。備品といってもいろいろあると思うんですけれども。

○議長（永野 渉君） 町民課長。

○町民課長（吉田雄一君） こちらのほうは、マルチコピー機になりますけれども、マルチコピー機、はい。証明書発行用のマルチコピー機ということになっております。

よろしく願いいたします。

○議長（永野 渉君） よろしいですか。

質疑ありませんね。11番浅川紀明君。

○11番（浅川紀明君） 一巡したと思うので、質問させていただきたいと思います。

先ほどのお試し移住体験のサウナについて。なかなかサウナがなぜ改修する、修繕する必要があるのか。あれだけの金をかけてする必要があるのか、必要性が納得できないので、必要性について説明をお願いします。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。商工観光課長。

○商工観光課長（石垣伴彦君） お答えします。

申し訳ないです。繰り返しの答弁になるんですが、もともとあった施設の設備の改修ということでございますので、施設の機能維持の観点から、今回サウナの改修工事を実施するものでございます。

以上です。

○議長（永野 渉君） 11番浅川紀明君。

○11番（浅川紀明君） 今あるから、また壊れた状態であるから、改修ということなんですけれども、そもそも撤去すればいいんじゃないかなと思うんですね。300万以上の金をかけるのであれば、その一部を使って撤去して、余った金はもっと有効に使えるんじゃないかなと思うんですけれども。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。商工観光課長。

○商工観光課長（石垣伴彦君） こちらの施設の利活用については検討しておりますが、今回は、既存の施設を改修するということの結論に至っておりますので、今回提案しているものでございます。

○議長（永野 渉君） よろしいですか。それでは、ありませんね。

質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。11番浅川紀明君。賛成討論、反対討論。

○11番（浅川紀明君） 端的に言って、先ほどのサウナの改修の必要性について納得しがたい部分があるので、その理由をもって反対とします。

○議長（永野 渉君） 次に、賛成討論。4番鈴木晴子君。

○4番（鈴木晴子君） 今、浅川議員は、サウナのみの内容が賛成できないから、この一般会計全てに反対というふうな御意見でございました。

今回の補正予算に関しましては、適切な計上がなされているというふうに捉えております。そのような面から、サウナのみで反対というふうな意見に関しては、私は賛成できないものですが、この予算に関しては、適切に計上されているものとして賛成とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第33号令和8年度利府町一般会計補正予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永野 渉君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

再開は14時50分にします。

午後2時37分 休 憩

午後2時47分 再 開

○議長（永野 渉君） 全員おそろいでありますので、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第14 議案第34号 令和8年度利府町国民健康保険特別会計補正予算

○議長（永野 渉君） 日程第14、議案第34号令和8年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第34号令和8年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第35号 令和8年度利府町介護保険特別会計補正予算

○議長（永野 渉君） 日程第15、議案第35号令和8年度利府町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第35号令和8年度利府町介護保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第36号 令和8年度利府町水道事業会計補正予算

○議長（永野 渉君） 日程第16、議案第36号令和8年度利府町水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第36号令和8年度利府町水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第37号 令和8年度利府町下水道事業会計補正予算

○議長（永野 渉君） 日程第17、議案第37号令和8年度利府町下水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第37号令和8年度利府町下水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第38号 利府町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

○議長（永野 渉君） 日程第18、議案第38号利府町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。11番浅川紀明君。

○11番（浅川紀明君） 特定の事務ということで、マイナンバーカード発行に関連した事務を郵便局でも受け付けるということで、非常にいい取組だと思うんですが、この根拠となる法律が平成13年に制定されて、大分期間がたっているわけですがけれども、これまでも、町では郵便局に特定の事務を委託していたのでしょうか。今回が初めてでしょうか。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。町民課長。

○町民課長（吉田雄一君） お答えいたします。

郵便局に特定の事務、こちらの法律で定められた事務を委託するのは初めてかと思われます。
以上です。

○議長（永野 渉君） 11番浅川紀明君。

○11番（浅川紀明君） 法律の制定から何年もたって、今回、郵便局2つ指定するというに至ったのはなぜですか。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。町民課長。

○町民課長（吉田雄一君） このたび郵便局のほうに事業を委託、特にマイナンバーの更新のことにに関して委託することになったいきさつについてですが、こちらの有効期限、発行から5年ということで、今、令和二、三年に交付したカードの更新のピークが到達しております。本庁の窓口の混雑緩和と役場から離れた地域の住民の利便性を高めるため、郵便局網の活用が有効として判断といたしまして、このたび委託することになりました。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） 11番浅川紀明君。

○11番（浅川紀明君） 新たな取組として、混雑緩和には非常に貢献するかと思いますが、町民に分かりやすく、マイナンバーカードの発行関連、あるいは再申請関連ですか、そういったことを郵便局でもできるよということを、どのようにして周知していけますか。

○議長（永野 渉君） 当局、答弁願います。町民課長。

○町民課長（吉田雄一君） お答えいたします。

こちらのほうは、やはり新たなサービスを開始するということで広報紙、町のホームページ、SNSなどにより御案内する予定と考えております。

以上でございます。

○議長（永野 渉君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第38号利府町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第39号 監査委員の選任について

○議長（永野 渉君） 日程第19、議案第39号監査委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により、討論を省略します。

これより議案第39号監査委員の選任についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（永野 渉君） ただいまの出席議員は14名です。

立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定により、1番 郷右近佑悟君、2番 皆川祐治君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（永野 渉君） 念のために申し上げます。投票は、会議規則第78条の規定により、選任に同意の方は「賛成」と、不同意の方は「反対」と記載願います。

なお、会議規則第78号の2の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（永野 渉君） 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼〕

〔各議員投票〕

○議長（永野 渉君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

次に、開票を行います。

1 番 郷右近佑悟君、2 番 皆川祐治君、開票の立会いを願います。

〔開票〕

○議長（永野 渉君） 投票の結果を報告します。

投票総数 14 票

うち有効投票 14 票

無効投票 0 票

有効投票のうち

賛成 14 票

反対 0 票

上記のとおり、賛成が多数です。

したがって、議案第39号監査委員の選任については同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

日程第28 議案第48号まで

○議長（永野 渉君） 日程第20、議案第40号利府町農業委員会委員の任命についてから、日程第28、議案第48号利府町農業委員会委員の任命については、議事の都合上一括審議とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により討論を省略し、これより議案第40号から議案第48号まで1件ずつ採決します。

この採決は、会議規則第81条及び先例集114の1の規定により、簡易表決により行います。

日程第20、議案第40号利府町農業委員会委員の任命について、庄司安伸さんを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第21、議案第41号利府町農業委員会委員の任命について、渡邊 賢さんを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第22、議案第42号利府町農業委員会委員の任命について、櫻井昭彦さんを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第23、議案第43号利府町農業委員会委員の任命について、伊藤信一さんを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第24、議案第44号利府町農業委員会委員の任命について、鈴木ハマ子さんを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第25、議案第45号利府町農業委員会委員の任命について、赤間良一さんを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第26、議案第46号利府町農業委員会委員の任命について、高橋信博さんを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第27、議案第47号利府町農業委員会委員の任命について、小幡康子さんを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第28、議案第48号利府町農業委員会委員の任命について、郷家百合子さんを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第29 請願第1号 子ども・子育て支援金制度の創設に伴う支援納付金に係る
保険料負担が実質負担増とならないよう国に財政支援措置
等を求める請願

○議長（永野 渉君） 日程第29、請願第1号子ども・子育て支援金制度の創設に伴う支援納付金に係る保険料負担が実質負担増とならないよう国に財政支援措置等を求める請願を議題とします。

本請願の紹介議員、金萬文雄君より内容の説明を願います。金萬文雄君。

〔7番 金萬文雄君 登壇〕

○7番（金萬文雄君） それでは、子ども・子育て支援金制度の創設に伴う支援納付金に係る保険料負担が実質負担増とならないよう国に財政支援措置等を求める請願について御説明いたします。

請願者は、団体名、塩釜地域社会保障推進協議会、代表者、代表幹事、東海林昌利さんです。

請願内容。

以下の点について、国に対して意見書を採択されるよう請願する。

1、子ども・子育て支援納付金に係る保険料が「実質的な負担増」とならないよう改正法附則第47条第5項に基づき、必要な財政支援措置等を速やかに行うこと。

請願趣旨は、「若者・子育て世代の所得を増やす」「社会全体の構造や意識を変える」「すべての子ども・子育て世帯を切れ目なく支援する」を基本理念として、令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」を受け、子ども・子育て支援等の一部を改正する法律が成立し、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設され、国民健康保険制度をはじめ各医療保険制度の保険者は新たに子ども・子育て支援納付金に係る保険料を被保険者に求めることとなった。

新たな社会保険料負担について「こども未来戦略」では、「賃上げと歳出改革により実質的な負担は生じない」としており、改正附則第47条においても明記されたところです。

しかし、国民健康保険制度の被保険者は、年金所得者、非正規労働者、中小零細企業従事者

が多く、応益保険料を徴収する保険料賦課方式も相まって、被用者保険に加入する雇用労働者と異なり、賃上げ効果をそのまま享受することが困難であることから、子ども・子育て支援納付金に係る保険料が実質的に新たな負担増となっています。

子ども・子育て支援納付金に係る保険料について、国が「実質的な負担は生じない」としたことを踏まえ、こども家庭庁をはじめ関係省庁へ働きかけ、財政支援措置等の具体策を検討されるよう、貴議会から国に対して以下の内容での意見書を採択するようお願いいたします。

意見書の案及び資料については省略いたします。

以上です。

○議長（永野 渉君） 請願の説明を終わります。

直ちに、本請願の質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。11番浅川紀明君。

○11番（浅川紀明君） 請願の趣旨については、全く賛成です。しかし、実質的な負担増にならないようにするという具体策について、添付されている、金萬議員が省略されたところにもあまり書いてないんですが、全く書いてないんですけども、実質的な負担を生じさせないための具体的な策について、どのようなものを想定されているのでしょうか。

○議長（永野 渉君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） この法案を採択する、ここに第47条でしょうか、47条にも書いているわけですけども、実質的に、要するに、国会で議論していたときには賃上げ、それと実質的な医療費の歳出削減ということも踏まえて、実質的に個人の負担にならないようにということで議論されたものですけども、実際としては賃上げがあまり上がらない、そして、医療費の削減もなかなかできていないという中で、実質的な、医療保険に付加された負担増という形になっているので、本来の議論のとおり、国にちゃんと負担増とならないように求めるというような内容の意見書になります。

○議長（永野 渉君） 11番浅川紀明君。

○11番（浅川紀明君） そうすると、具体的な対策は国が考えろということですね。

例えば、金萬議員が時々言われるように、国民健康保険制度の中で国庫支出、国庫が支出すべき負担金の部分、これをもっと増額しろ、それによって保険料負担を軽減しろというようなことも対策としてあるかと思うんですが、そういったことも想定しているのでしょうか。

○議長（永野 渉君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） そちら辺も、具体的にはこれから多分、常任委員会のところで説明をし

ながら皆さん議論していただくということになると思うんですけども、国のほうでやはり負担、個人の負担増にならないように実質的に検討していただきたいという具体的な中身は、ここに、意見書のところには書いてないですけども、検討していただきたいというふうな内容になります。

ですから、国のほうで、政策について議論したとおりに政策を考えてくださいという中身ですので、具体的なところはちょっと、今はお話できないと思うんですが、実質的には、やはりちゃんと予算化をして、医療費削減という方向ではなくて、予算化をしてというふうな考えで、ここの意見書を書いているというふうに思います。

○議長（永野 渉君） 11番浅川紀明君。

○11番（浅川紀明君） 嫌そうに言わないでもらいたいんですけども、今後、この議会で議論することが議長の採択で決まれば、常任委員会に付されるかと思うんですが、その際に、単に請願があったから、右から左にそのまま流すというか、採択の方向に持っていくというだけじゃなくて、常任委員会での議論は、実行の可能性についてしっかりと議論することが必要だと思います。

したがって、これに添付されている意見書に加えて、具体策をある程度議会として、常任委員会として議論して、それを加えて採択を求めるというのがいいかと思います。

○議長（永野 渉君） 答弁はいいですか。答弁。答弁、じゃあなしで。

そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

金萬議員は自席に一応戻ってください。

利府町議会会議規則第36条及び第85条の規定により、討論を省略します。

お諮りします。

本請願については教育福祉常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号子ども・子育て支援金制度の創設に伴う支援納付金に係る保険料負担が実質負担増とならないよう国に財政支援措置等を求める請願は教育福祉常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第30 請願第2号 消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める請願

○議長（永野 渉君） 日程第30、請願第2号消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める請願を議題とします。

本請願の紹介議員、金萬文雄君より内容の説明をお願いします。金萬文雄君。

〔7番 金萬文雄君 登壇〕

○7番（金萬文雄君） それでは、消炎鎮痛剤や抗アレルギー剤など、薬の追加負担を行わないことを求める請願について御説明いたします。

請願者は、塩釜地域社会保障推進協議会、代表者、代表幹事、東海林昌利さんです。

請願内容は、以下について国に対して意見書を採択されるよう請願する。

1、消炎鎮痛剤や抗アレルギー剤など、薬の追加負担を行わないこと。

請願趣旨。

自民党と日本維新の会の協議を受け、国は2025年12月、OTC類似薬77成分1,100品目の薬について、1割から3割負担の窓口負担とは別に「特別料金（薬剤の25%）」として追加負担を求めることを決めました。

負担となる薬剤は、痛みや発熱など炎症を和らげる消炎鎮痛剤や、蕁麻疹、花粉症、ぜんそくなど症状を緩和する抗アレルギー薬、皮膚疾患の保湿剤など、日常的に幅広い疾患で使われている薬です。がんや難病患者、低所得者、入院患者、医師が医療上の長期使用が必要とする患者には追加負担を求めないとしていますが、これにより薬の一部自己負担金が3割負担の人は実質5割、2割の人は4割、1割の人は3割の負担と大幅な自己負担増となります。

国は「（受診せず）市販薬を利用している患者との公平性」を理由に挙げていますが、受診が必要な患者に追加料金のペナルティーを科す道理はありません。むしろ、症状を抱えながら医療機関に受診できない国民の受療権を確保すべきです。

また、「現役世代の保険料負担の軽減」を打ち出していますが、1人当たりの軽減額は月63円にすぎず、一方で、花粉症やアトピー性皮膚炎などアレルギー性疾患に苦しむ患者など全ての世代に負担増を押しつけるものです。

このような薬の追加負担導入は、患者の受療権や健康権の侵害につながり、受診控えや受診遅れなど、命に直結する問題です。

安心して医療機関にかかる保険制度を実現するため、貴議会から国に対して以下の内容で

意見書を採択するよう請願いたします。

意見書の案については、御確認ください。あと資料についても省略いたします。

以上です。

○議長（永野 渉君） 請願の説明を終わります。

直ちに、本請願の質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。11番浅川紀明君。

○11番（浅川紀明君） ちょっと私の記憶違いだったら申し訳ないんですけども、これは既に法律として制定された、成立したような記憶があるんですけども、であれば、国会での議論が既に終わったというふうに理解できるんですが、その場合、さらに請願によって、再度、議論を引き起こそうということなんですか。

○議長（永野 渉君） 答弁願います。金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 浅川議員おっしゃっているとおり、このOTC薬については、国会で一応通ったというふうになってはいますが、ただ、やはりここにあるように慢性的な疾患に関しては非常に負担が大きいということもありますので、そこら辺、議論していただいて、実質的に自己負担が増えるという疾患も当然あります。

例えば、湿布がないとなかなか、鎮痛湿布がないと日常的に膝がずっと痛くて歩けないとかという方とか、あとは、アレルギーがあって皮膚にかゆみ止めをずっと塗っていないと日常的に非常に苦しいという方もいらっしゃるんで、そこら辺の実質的なやはり負担がかかるという意味では、ぜひ御議論いただいて、意見書は案ですので、その中身も踏まえて、国に対しての患者の命を守るという意味での意見書を出していただければというところの請願趣旨になります。

○議長（永野 渉君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

金萬議員は自席に戻ってください。

利府町議会会議規則第36条及び第85条の規定により、討論を省略します。

お諮りします。

本請願については総務企画常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、請願第2号消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める請願は総務企画常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第31 請願第3号 国民健康保険財政への定率国庫負担の増額を求める請願

○議長（永野 渉君） 日程第31、請願第3号国民健康保険財政への定率国庫負担の増額を求める請願を議題とします。

本請願の紹介議員、金萬文雄君より内容を説明願います。金萬文雄君。

〔7番 金萬文雄君 登壇〕

○7番（金萬文雄君） 3つ続けて申し訳ありません。

それでは、請願の趣旨について。

国民健康保険財政への定率国庫負担の増額を求める請願。

請願者は、塩釜地域社会保障推進協議会、代表者、代表幹事、東海林昌利さんです。

請願内容。

以下の点について、国に対して意見書を採択されるよう請願する。

1、国民健康保険財政への定率国保負担を増額すること。

請願の趣旨。

今重くのしかかる国保料（税）は、高齢者や自営業者だけでなく、非正規雇用の拡大の下、所得が低い若い世代や雇用者にとっても生活を圧迫する切実な問題となっています。1984年国保法改定により、これまで国保財政への国庫負担率が総医療費の45%（給付費の約60%）から総医療費の38.5%（給付費の50%）と大幅に縮減されました。

この国保負担料の引下げが地方自治体の国保財政を直撃し、その後の度重なる国保料（税）の引上げの原因になっています。また、国保の都道府県単位化による「法定外繰入の解消」や「保険料水準の統一化」が、国保料（税）の引上げに拍車をかけています。

国民健康保険がスタートした翌年の1962年当時の首相の諮問機関、社会保障制度審議会では、低所得者が多く保険料に事業主負担がない国民健康保険は、相当額を国庫で負担する必要がある、健康保険とのアンバランスは極力是正すべきだと勧告しています。

現在、国は低所得の方々の保険料軽減措置として全国知事会等との協議の結果、毎年約3,400億円の財政支援を行っています。過去の全国知事会との議論の過程では、国民健康保険の保険料水準を協会けんぽ並みに引き上げるために必要な公費として1兆円の財政支援の拡充が必要

という意見もあったほか、国民健康保険制度改革スタート後も、全国知事会、全国市長会それぞれから3,400億円の確実な実施と併せ、さらなる公費の投入が必要との要望が出されています。

特に、国民健康保険には他の保険にない均等割として、子供にも保険料が賦課されています。子供にかかる均等割は、子育て支援の逆行にほかならず、全国知事会からも要望が提出され、未就学の子供の均等割の減免が実施されていますが、さらなる拡充支援が必要です。

安心できる国民健康保険を実現するため、貴議会から国に対して以下の内容での意見書を採択するようお願いいたします。

意見書の案と資料等は省略いたします。

以上です。

○議長（永野 渉君） 請願の説明を終わります。

直ちに、本請願の質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

金萬議員は自席に戻ってください。

利府町議会会議規則第36条及び第85条の規定により、討論を省略します。

お諮りします。

本請願については総務企画常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、請願第3号国民健康保険財政への定率国庫負担の増額を求める請願は総務企画常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第32 議員の派遣について

○議長（永野 渉君） 日程第32、議員の派遣についてを議題とします。

会議規則第111条の規定により、配付しております議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、議員の派遣については、配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第33 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（永野 渉君） 日程第33、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

総務企画常任委員長、産業建設常任委員長、教育福祉常任委員長、議会運営委員長及び議会広報常任委員長から、目下調査中の事件について会議規則第70条の規定により、配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永野 渉君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

ここで、今月19日に任期満了となる宮城正義代表監査委員から、一言御挨拶をいただきます。

○代表監査委員（宮城正義君） このたび、任期満了によりまして代表監査委員を退任することになりましたので、一言御挨拶を申し上げます。

私は、平成26年6月20日より令和8年6月19日までの3期12年にわたり、代表監査委員を務めさせていただきました。この間、監査委員として、地方自治法の趣旨に基づき、公正中立の立場から、財政事務や、事業の執行状況などについて、適法性、効率性の観点から監査を実施してまいりました。

現在は、地方自治体を取り巻く厳しい財政状況にもありますが、本町としては、限られた財源を有効に活用しようと工夫を重ねていることは、監査の場を通じて十分見受けられました。

また、監査事務に対しましては、委員の皆様には監査結果に対し真摯に対応していただきました。また、執行部の皆様にも、監査実施に対し格別の理解と御協力を賜りました。ここに深く感謝を申し上げます。

結びになりますが、本町のさらなる発展と、議会並びに執行部の皆様方の御活躍をお祈り申し上げます。退任の挨拶といたします。

本当にありがとうございました。

○議長（永野 渉君） それでは、会議を閉じます。

令和8年6月利府町議会定例会を閉会します。

議員の皆さん、当局の皆さん御苦労さまでした。

午後 3時37分 閉 会

上記会議の経過は、事務局長和田あずみが記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和8年6月12日

議 長

署名議員

署名議員